

令和6年第1回定例会会議録（第7号）

令和6年3月21日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成

○欠席議員（1名）

25番 泉 武弘

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
総務部長	柏木正義	企画戦略部長	安部政信
観光・産業部長	日置伸夫	公営事業部長	上田亨
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	大野高之	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	白石修三
消防長	浜崎仁孝	教育部長	古本昭彦
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知
総務部参事 兼契約検査課長	立川誠	総務部次長 兼総務課長	行部さと子

政策企画課長	清 末 妙	政策企画課参事	佐 藤 浩 司
観 光 課 長	牧 宏 爾	温 泉 課 長	樋 田 英 彦
文化国際課長	高 木 智 香	産 業 政 策 課 長	大 町 史
生活環境課参事	原 田 勲 明	高 齢 者 福 祉 課 長	入 田 純 子
こども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫	健 康 推 進 課 長	和 田 健 二
保 險 年 金 課 長	石 崎 聡	介 護 保 險 課 長	阿 南 剛
公 園 緑 地 課 長	橋 本 和 久	市長公室参事兼新湯治・ ウェルネスツーリズム推進室長	松 川 幸 路
自 治 連 携 課 長	溝 部 進 一	防 災 危 機 管 理 課 長	中 村 幸 次
教 育 政 策 課 長	森 本 悦 子	教 育 政 策 課 参 事	浅 井 建 二

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	議 事 総 務 課 長	中 村 賢 一 郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	佐 藤 雅 俊
主 事	定 宗 隆 一 郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第7号）

令和6年3月21日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程7号により行います。

日程第1により、19日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○9番（美馬恭子） 今日が一般質問の最終日ということで、その一番最初に質問させていただきます、日本共産党の美馬恭子です。

今回、子ども子育て行政に関してということで、中村議員もいろいろお聞きになっていましたので重なるところもあるかもしれませんが、お聞きしたいというふうに思っております。

別府市就学前教育・保育ビジョンの修正版についての説明会が先月17日に行われました。私も参加させていただきました。パブリックコメントも募集されていますし、説明会でも多くの疑問の声が上げられていましたが、ここでの意見を受け、今後さらに見直しを行い、公表をされていくのでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

2月17日に、ビジョンの修正版についての説明会を開催いたしました。その後、2月に公募したパブリックコメントについても、市の考え方を公表させていただいております。これまでに市に寄せられた御意見やパブリックコメントの内容を踏まえ、ビジョンを公表したいと考えております。

○9番（美馬恭子） 今回、修正版の説明後に質疑応答の概要も出されておりました。また、修正版に対する意見に対しての市の考え方も出されておりました。それも見せていただきました。大きく改善というのではなく、年数が少し伸びた、今までどおりの考え方というところで説明されたのだというふうに感じております。

最終版の説明のときに、幼稚園が閉園されたらどうなるんだろう、通園している幼稚園と入学する小学校が異なることで、兄弟で一緒に通うのが困難になるケースもあるのではないか、また複数年保育に関して、どうして2園だけなのか、こども園のメリットがよく分からない。いろいろと、疑問の声がたくさん出されていたように感じています。

その中で、昔も今も、これは本当に変わりはないと思いますが、子育てをするには本当に労力や神経を使いますし、多くの方々の支えが必要になってきます。行政が積極的に入り、少しでも子育てしやすい環境を作る、異次元の子ども政策、こどもまんなかという意味では、それが大変大切なことではないかというふうにも考えています。いろんな意味で経済面の支援、助成も必要でしょう。しかし、今回の就学前教育に関して見ていけば、不安の声や疑問の声、こうして欲しくないかという要望の声に対して、市は答えを出しているかもしれませんが、その答えに関しても、まだまだ多くの声が聞こえてきているような感じを持っています。

今回の説明のときにも、ビジョン公表後について、説明会では最新情報は別府市公式ホームページでお知らせするので、別府市公式LINEアカウントに登録してくださいとの説明がありましたが、今後の進捗状況などの確認をするためには、ほかに手段はないのでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

公表後、本ビジョンに基づく施策を推進するために、担当課が中心となり、取組の進捗状況の確認を行ってまいります。別府市子ども・子育て会議等において、その内容の公表、審議を行い、第3期子ども・子育て支援事業計画における質の高い就学前教育・保育の提供、及び量の確保の方策に反映させていきたいと考えております。

市民全体に進捗状況を周知できるような取組についても、進めていきたいと考えており

ます。

- 9番(美馬恭子) 現在、幼稚園は1年です。今から育てていく方々はもう小学校に入り、そしてその兄弟たちも二、三年後には入っていくのではないかと考えています。そうであれば、現在1歳児、2歳児、3歳児を子育て中のママ、パパにしっかり御報告していくことがとても必要になってくるのではないかと考えています。働き続けるのがごく普通になっている時代、早くから保育所やこども園などに預ける御家庭も多いでしょう。ライフイベントを立てていく上で、早めの広報は欠かせないというふうに考えています。

2歳未満などの小さいお子さんのいる家庭や、これから子育てを考えている若い世代の方に、今回の説明会には関心が低かったというふうに思いますが、このような方にも早いうちからビジョンについて広報することは、今言いましたように大変重要なことだと考えています。どのような広報の仕方をお考えになっているのでしょうか。

- 次長兼子育て支援課長(中西郁夫) お答えします。

赤ちゃんが生まれ、子育て支援課の窓口で子ども医療費の助成や児童手当の申請などの際に、ビジョンについてのパンフレットなどで周知することが考えられます。また、乳幼児健診での周知も考えられます。また、保育所の入所手続の際にも丁寧な説明が必要になると考えております。

- 9番(美馬恭子) 別府市で子育てをしていただきたい、そして子どもを育てる人たち、若い人たちに入ってもらいたい、そういうことを考えますと、ぜひ子育て以前の世帯、そして1歳児、2歳児を抱えている若いママ、パパたちにぜひ広報の手が行き届くように、別府市で子育てすることが選ばれるように、手厚くするべきところはどこなのかということを考えて、ぜひ健診のときにも声かけをしていただきたいと思いますというふうに考えています。

民間との共存のために、子どもが減少している中で、公立の幼稚園を減らし、就学前の教育を厚くしていくというふうにおっしゃっていただきました。それは何だか違うような気がします。民間ではなかなか難しい配慮を要する子どもの受入れ、その保護者等への支援に関しては公立が担う。また、以前の就学前教育の話合いの場でも、民間ではなかなか先生たちの教育をするのも厳しい、ぜひ公立に担ってほしいというような話も聞いていました。

それはいいことかもしれませんが、それでは就学前から子どもを分断することにはなりません。民間は民間にできる就学前教育に重きを置くこと、それを選択するのは子どもと保護者だと思います。どちらを選択するかは市が決めることではありません。お互いのよいところを切磋琢磨して、就学前教育は大きく膨らんでいくのだと私は考えていますが、市としてのお考え方を教えてください。

- 次長兼子育て支援課長(中西郁夫) お答えします。

別府市就学前教育・保育ビジョンは、市立幼稚園の適正配置と複数年保育一部導入、認定こども園の普及促進に取り組むことで、本市の就学前教育・保育の質と量の確保を目指すために策定するものであります。そのビジョンにおいて、市立幼稚園の役割を、幼稚園教育要領に基づいた幼稚園教育の実践、また特別な支援や配慮が必要な子どもやその保護者への支援、幼保小連携において中核的、コーディネーター的役割を担うと明確にすることで、公立・民間の修学前教育・保育施設を含めた市全体で就学前教育・保育のさらなる向上を目指すものでございます。

- 9番(美馬恭子) コーディネーターを配置して、いろいろとそこの中でセットしていく、つないでいくということのようですが、それも、なかなか一筋縄でいかなんかということも疑問ですし、やはり子どもと保護者が主になって選択できるような考え方を持っていただきたい。今後、決定版、そう大きく変わることはないと言われてはいますが、別府市独自の就学前教育をもう一度考え考え直してみる、それも大変大切なことではないか

なというふうに考えていますので、早急ではなく時間をかけて今後もしっかりと皆さんに伝えていっていただきたいということをお願いいたしまして、次、学校給食について入っていききたいと思います。

さて、毎回言っておりますが、全国的には全面無償化している自治体もかなり増えてきています。別府市も全ての幼稚園、小学校、中学校の給食費を無償化にはできないのでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

現在、競輪事業の収益を財源にしまして、在学第1子と第2子は半額、第3子以降は無償という政策を取っており、現在の対象人数から推計をいたしますと、1年間で約3億3,000万円を超す事業費が必要となります。将来にわたって多額の財源を必要とする事業でもあり、財政事情による自治体間の格差が生じないように、国の公費負担を念頭に置いた財政措置を講じることを、昨年度、九州市長会を通じて国へ要望いたしました。引き続き、国の方針や他市の動向などを注視してまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 毎回、答弁されることは、国の動向を見て、他市の状況を見てということですが、今、本当に大きく動き始めようとしていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますというふうに考えております。

12月議会でしたかね、市原議員が、給食費の徴収方法として、公会計化を進める予定をお聞きになっていたと思いますが、無償化をする前に公会計化を進める予定はあるのでしょうか。令和4年度時点で公会計を導入している自治体は714自治体、47.8%と半数を超える勢いです。給食関連予算を歳入歳出予算に計上することで、予算を可視化して安定的な供給を目指すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

令和元年7月31日付で、文部科学省から学校給食費等の徴収に関する公会計化の推進についてという通知がなされております。この通知は、教員の負担軽減などの観点から、給食費は地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、徴収管理を地方公共団体が自らの業務として行うことの推進を求めたものでございます。

この通知に基づき、本市でも令和5年度の公会計化の計画を進めておりましたが、導入に係る様々な課題がありまして、併せて令和5年9月の学校給食センター一元化に伴い、各小学校の給食費をセンターに集約させるという事務の円滑な移行が必要であったことから、それを最優先に考え、計画を変更したものでございます。現在は公会計化に向けた調査・研究の段階でございます。

○9番（美馬恭子） それでは、給食費の公会計化のメリットとデメリット、何か教えてください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

まず、メリットとして上げられますのは、文部科学省が指摘をいたしますとおり、教員の負担軽減がでございます。そのほか、支払い方法の多元化による保護者の利便性向上、徴収管理業務の効率化、透明性や公平性の確保、さらには地場生産者との連携事業の実施など、学校給食の充実が上げられます。

一方、公会計化を進めるためには現行の基幹系システムに合わせた公会計化システムの導入が必須ですが、このシステム構築の経費が必要となります。そのほか、公会計を導入した後の体制構築には様々な課題も想定をされますが、こちらも他の自治体の情報を参考に対応方法を検討いたしまして、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 公会計化のメリットとしては、教員の方々の働き方改革の中でかなりの業務量が減る、子どもたちにもいいことではないかなというふうに考えております。そして、学校給食費、市の歳入予算、歳出予算に計上していくということから、しっかりと

見えてくるという点でもいいのかなというふうにも考えておりますし、今、全国的にもそういう形が進んでおりますので、ぜひもう一步前に進んで公会計化をし、その後、給食費の全面無料化へということで進んでいただきたいなというふうにも考えております。

それでは、学校給食の食材について少しお尋ねしたいと思います。

給食に地産地消の野菜を入れていることは大変高く評価しております。私は先日、臼杵市のほうへ視察に行っていました。臼杵市では、以前から使用する農産物の優先順位というのをつけておりまして、ほんまもん野菜、給食畑の野菜、一般流通野菜というふうに地元食材を使ったメニューをしっかりと進めているようです。こんな中で、臼杵市では土壌の改良ということで、草木類を主原料に熟成させた完熟堆肥を製造して、うすき夢堆肥というのを作り、臼杵の農家の人たちと共有しながら頑張っているという話も聞いてまいりました。

その中で、別府市でも地産地消の取組に対して積極的な財政支援等を考えていくことはどうでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

昨年10月から、学校給食における地元野菜利用推進事業を進めております。登録いただいた生産農家に対し、関係機関と生産農家との協議により決定した10品目の旬の野菜の栽培を依頼し、直接買い付けることによって、地元生産品を学校給食に安定的に使用することが実現できております。配送や保管などの必要経費に国の交付金を充て、生産者には実質的な収益を確保するという取組でございます。現在、農林水産課が進めております農業者に対する土壌改良支援の取組と併せて、生産と消費の両面から支援することによって、学校給食での地元農産物の活用が図られ、地産地消と子どもたちへの食育を進めることができっております。

○9番（美馬恭子） 国は今、オーガニック市場の拡大ということで進めています。有機農業の面積も広くしようというふうな話も出ています。そんな中で、なかなか全てオーガニック、有機農業にするのにはかなり厳しいかもしれませんが、少し一歩入ったところで、いろいろと臼杵の実践を学ぶ、また、先進地フランスなどから臼杵も学んでいるようにありますが、少しずつでも前に進んでいくような取組を考えていただきたいなというふうには考えています。

子どもたちの食です。本当に、市長が言われていますように、新湯治・ウェルネスツーリズムでも食が今、真ん中に来ているようにあります。その中で、別府市の子どもたちが心明るく有機農業で食事をしているということも大きなプラスになるのではないかなというふうにも考えているところです。

そんな中で、学校給食こそ安全でおいしい食材を取り入れるべきだと考えていますが、そこはどのようなふうにお考えになっておりますか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

学校給食の食材納入業者には、「別府市学校給食納入の手引き」で定められた品質を確認し、納入していただくようお願いをしております。また、給食センターにおきましてもその品質と合致するよう、食材検品を十分に行い、使用するよう努めております。

学校給食センターで使用する野菜は、地元生産者以外に通常の流通経路から調達するものもありますので、これらにつきましては定期的に残留農薬検査を行っています。生産農家に対しましても、JAによる農薬の使用状況についてのチェックが行われており、安全な食材提供に努めています。

また、令和5年7月に策定いたしました「別府市立学校における食育推進計画」には、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身につけることの大切さが書か

れております。子どもたちが将来、自分自身の心と体の健康を維持するために、自ら食べるものを選択できることを目指して、食の安全性や食品選択の学習を行い、給食と食育の双方から、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

- 9番（美馬恭子） 少しずつでもいいですので、ぜひ、子どもたちには元気な活力の出る食材を考えていただきたい、そのように思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入つてまいります。

介護保険第9期改定についてというところでお尋ねしていきたく思ひます。

介護保険制度については、国が令和6年度からの第9期介護保険事業計画に向け、制度の見直しとして、要介護1、2の方の総合事業（地域支援事業）への移行、多床室の室料負担の見直し、これは介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の部屋料を保険給付の対象外とするということのようです。ケアプランの有料化、第2号被保険者の対象年齢の引下げなどが検討されていましたが、今回は見送りとなつて少し安心しているところです。しかしながら、継続して検討されるようですので、今後の動向もしっかりと見ていきたいというふうにご考へております。

別府市における第9期計画についてお聞きたたく思ひます。

まず、今年度まで第8期計画から次年度から3か年に係る別府市での第9期計画における計画の中身について、御答弁ください。何か変更点がありますか。

- 介護保険課長（阿南 剛） お答へいたします。

第9期介護保険事業計画につきましては、これまでの基本理念であります、高齢者が健康で安心して暮らせる地域づくりは変えず、今回新たに計画の基本目標として、地域で支え合うまちの実現、健康で生きがいのある暮らしの実現、安心して生活できるまちの実現を掲げ、その基本目標に基づく様々な施策を高齢者福祉計画とともに立てました。

ただ、介護保険法に基づく本計画といたしましては、これまで3年ごとに見直ししてきました内容について大きく変えることはなく、近年の高齢者の介護サービスのニーズの動向を基に、各種サービスの拡充を図るとした計画立てを行ったところでございます。

- 9番（美馬恭子） 計画を見せていただきましたが、中身としては、今課長がおっしゃつたとおりだというふうにご考へております。ただ、今一番危惧されているのが、家族介護を減らすためにということで地域で、そして行政ぐるみでしっかり介護をしていこうというふうな形で介護保険は設立されました。しかし今、再家族化と申しましうか、やはり家族が見ないといけない状態になりつつあるような気がしてなりません。介護保険で足りない部分は自費のサービスを利用してください、混合利用ですね、要介護度認定数は本当に横ばい状態で少しずつ増えてはいますけれども、ヘルパーなどの人員不足からサービスが思うようにできていない現状があるのではないかとこのふうにも考へております。

今回、一番大きいのは、訪問介護報酬が引き下げられたということです。もう信じられないという声がとても多く聞かれて、介護保険が崩れるのではないかとこの声もたくさん聞かれました。これも訪問介護の人員が減つて、人件費が削減された分で黒字になったのではないかとこのようなことも考へております。75歳以上の高齢者が増加傾向にある中、介護保険制度を継続させる上でも、介護予防や認知症予防、またできるだけ入院・入所せず、自宅で生活できるような在宅支援が本当に必要だというふうにご考へております。今は元気な高齢者であっても、急なけがや体調などで急変したり、認知症などで日常生活に支障を来す方も多くなつてくるのではないかとこの考へております。急に介護が必要になつても、要介護認定の結果が出るまで時間がかかります。これまでも何度か議会において質問させていただきましたが、各お住まいの地域ごとにでも声を拾つていくべきだというふうにご考へておりますが、その辺はどのようにお考へになつておりますか。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

地域での声を拾う取組としましては、市内7圏域において配置された「地域包括支援センター」の職員に主に担っていただいております。もちろん、当該職員だけで全ての行為を拾うことは難しいところがございますけれども、各圏域で自治会や民生委員、地域の医療介護関係者とも連携を図っており、それぞれで御活躍なさっている皆様が得ている地域の連携において、介護申請につながることも多くございます。包括支援センター職員につきましては、限られた人員体制の下、本当に一生懸命取り組んでいただいているところに感謝しているところでございます。

過去の答弁でもお答えした部分もございますけれども、別府市の高齢者人口は、65歳以上で現在約3万9,000人いらっしゃいますし、介護サービス利用が多くなると言われる75歳以上の高齢者も、現在約2万3,000人いる中において、さらに高齢者の体調は短期間のうちに変わることもある上におきましても、本市規模における取組としましては、これからも様々な関係機関との結びつきをしっかりと取りながら、自地域での困りの声を拾い、そして介護サービスや福祉支援等に結びつけてまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 介護保険制度ができて23年、その重みは大きなものです。日本の高齢者介護のケアの質は世界に誇るレベルに達しているというふうに私も感じています。しかし、今大変大きな危機を抱えているような気もしてなりません。

著しく増加しているという状況ではありませんが、素案を拝見いたしました中でも、サービスは少しずつ増加している、その要因はやはり2025年問題と言われているような気もします。

現状としてお聞きしますが、要支援1、2の総合事業の高齢者の人数と要介護認定者の人数、近年の推移を教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

要支援1から2の高齢者で申し上げますと、令和2年度が1,133人、令和3年度が1,184人、令和4年度が1,283人でございます。

次に、要介護1から5の高齢者につきましては、令和2年度が5,711人、令和3年度が5,831人、令和4年度が5,846人となっております。

○9番（美馬恭子） 少しずつ微増しているというようなことですが、高齢者が増えている中に当たって、これは何か理由があるのかなというふうにも考えてしまいます。一つは市が取り組んでいる介護予防、健康予防の成果もあると思いますが、例えば介護認定が必ずしも必要とならない日常チェックリストですね、日常生活支援総合事業のほうを利用できるように、市のほうから推し進めているなどというようなことはないでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

この「介護予防・日常生活支援総合事業」ですけれども、対象者として、要支援1から2の方や、基本チェックリストにて生活機能の低下が見られた高齢者の方などが利用できる訪問通所型サービス等でございます。

健康予防を含めまして、この事業における介護予防の取組の効果というのはあると思います。ただ、この事業を受けられながら要介護認定申請をすることは可能でございますので、必要な方には認定申請を行っていただいております。これは補足させていただきます。

○9番（美馬恭子） 早期に介護サービスを受けられるという点ではプラスなのかもしれませんが、それにしても認定はしっかりと受けていただいて、認定を取っていただきたい、そういうふうを考えております。

総合事業に関しては、今回も要支援1、2、要介護1、2が入るというようなことも言われていましたけれども、高齢者の方々が在宅でしっかりと最後まで暮らせるためには、やはりサービスがとても重要になってきます。その点考えて、ぜひこれからも認定申請を

進めていっていただきたいというふうに考えています。

増加傾向にありますけれども、今後は75歳以上高齢者の増加に伴って、ますます増えてくることは間違いないというふうに考えています。全国で考えますよりも別府市は75歳以上の高齢者が増える、頭打ちの部分も少し前倒しになるようですし、少し考えるところも違うかもしれませんが、そういう高齢者を支援する施設側についてです。訪問介護のみならず、介護事業所等は現状として増えているのでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

毎年、休止や閉鎖した事業所、逆に新たに開設した事業所などがございまして、増減はございますが、全体的に大きな変動は見られない現状でございます。

○9番（美馬恭子） 介護事業所の数に大きな変化は見られないということですが、増加すると見込まれる介護ニーズに伴って、介護の人員配置、これに関してはどうでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

事業運営には、人員基準を満たすことが必要ですので、その点で言いますとクリアしている現状であると言えますが、働き方改革や、急病などで欠員となる際の対応が必要となるなどにより、より多くの介護職員が確保したいが募集しても応募がないという声は、お聞きしているところでございます。

○9番（美馬恭子） 私は病院施設で働いておりましたので、介護のことに関しては少し分からない点もございしますが、それでも介護施設で働く人たちからはいろいろな声を聞きます。いまだに、介護施設では1人夜勤をしています。それも12時間から16時間といます。それをその1人で20人から40人近くの人たちを見ている。私の連れ合いが、私が病院で夜勤をしているときに、疲れて帰ってくると、夜勤って楽だろうと、みんな患者さん寝てるから、そんなに忙しくないんじゃないかというようなことを、もう随分前ですが言っておりました。

一般から考えますと、夜は寝るものです。しかし病院においても介護施設においても、周りが暗くなり、そして人の数が減ってくると不安は増大します。そんな中で、1人で見るのは大変、本当に大変なことです。トイレの介助もしないといけない。夜になると不安でベッドから出てくる人もいます。そんな中で、介護施設では、複数夜勤をずっと求めています。それもできない状態のままです。現状で複数夜勤にすれば、日勤をする介護者が減り、とんでもないことになってしまう。そうでなくても人員が入ってこない。

そんな中で、必死に頑張っている介護スタッフ、燃え尽きてしまうのも仕方がないかもしれませんが、それを見ている若い人たちが本当に高齢者のために働きたいと思っても、私には無理、僕には無理と思ってしまうのも仕方がないことかもしれません。しかし、これは国が決めないといけない制度かもしれませんが、ぜひとも介護施設、そして病院施設の多い別府市でも、しっかり考えていただきたい点だというふうにも考えています。

引き続き事業所の声などを聞き、介護人材確保については、市の取組も、そして今回予算決算特別委員会でもお聞きしたところですが、大きく広げていっていただきたいというふうに考えています。国の処遇改善にもぜひ声を上げていただきたい。

最後に、高齢者が多いために入所施設など待機待ちの方も多くなっていると聞いていますし、休止した施設もあると聞いています。サービスの低下につながるのではないかと、大変危惧しています。一般の方々には小規模多機能型居宅介護、また看護小規模多機能型居宅介護と言われても、何がどう違うのかははっきり分からないかもしれませんが、これも大変在宅で生活していくためには大きなプラスになる点です。この点を踏まえて、今後のサービスの低下につながらないか、そこら辺はどのようにお考えになっていきますか。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

入所施設につきましては、全体の入所定員から鑑みますと、不足しているというまでの現状ではございませんが、入所希望が多い施設につきましては待機状況になっている現状がございます。入所待ちをされている方につきましては、別府市では有料老人ホーム等が他都市に比べ多く点在しておりますので、そちらに入所している方が多いとお聞きしております。

なお、今後のサービスの増加が見込まれる介護保険施設につきましては、第9期につきましては、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、また特定施設入居者生活介護などを整備目標に掲げ、今後、公募等を行っていく予定でございます。

- 9番（美馬恭子） 介護予防サービス、本当に重要な点だと思います。限度額を超える介護サービスはできない、そして、自己負担も本当に厳しい現状ですけれども、自治体の工夫次第では限度額を超える介護サービスの提供もできていくのではないかなと私は考えています。ぜひ、皆さんで頭をひねっていただきたい。

そして、別府市は介護職、看護職、医療関係の職に就く人が大変多いまちだと言われております。この方々が生き生きと働くことによって経済の活性化も生まれてくるのではないかと考えていますので、今後とも介護に関しましては前向きに考えていっていただきたいということをお願いして、次の項目に入っていきたいと思っております。

さて今回、能登半島地震の教訓を踏まえてということで、随分防災のことにしてお尋ねがありました。私もその点についてお尋ねしたいというふうに考えて、この題目を上げました。

1995年に阪神・淡路大震災がありました。私はもう既に別府に来ておりましたが、伊丹に住んでいる叔母の家が倒壊してしまいました。亡くなることはありませんでしたが、実際に本当に、ああ、こんなに崩れるんだというので大変怖い思いをしたことを覚えております。その後、2011年東日本大震災では、ちょうど私は東京で仕事をしておりました。東京が本当にこんなことがあるんだろうかというほど、車道を人々が行き交い、まちは真っ暗になり、本当に厳しい現状を目の当たりにしました。私が勤めておりました国立病院関係でも、車で保育所から子どもを連れて逃げるときに、そのまま津波にのまれてしまって、お母さんと4歳の子どもが亡くなったという悲しいことがありました。仙台のほうでは、震災の中で、それでもとにかく患者さんのために、被災者のためにと頑張った看護師の姿、今思い浮かべるだけでも、本当に胸が詰まる思いです。

今回また、能登半島地震、大変大きな被害を受けました。本当に悲しいことだと思っておりますが、地震というのは予期せぬときに、本当に何でこんなときに来るんだろうというような中でやってきます。そんな中で、別府市も地震多発地域です。

そこで、石田議員も随分聞かれておりましたので、市の備え、それから備蓄品のことにしましては、先日のお答えで私も理解いたしましたので、そこら辺は省きました。省いたところで、もう一つお聞きしたいと思っております。

市として災害に備えて、いろいろな物資を備蓄されております。これに関しては先日前お聞きいたしました。市民一人一人が災害に対し御自身で備蓄することも大変大切だと思いますが、物資等の備蓄に関して市の考え方を聞かせください。

- 防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

大分県の示す災害時備蓄物資等に関する基本方針において、県民自らが災害に備え、備蓄を行うことが基本とされ、市町村は自発的に備蓄に取り組むよう、啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、県民、市民による備蓄を補完するため、発災初期において、生命維持や生活に最低必要な物資について備蓄するものとされております。

物資により割合が異なるため、主食、副食、飲料水について御説明いたしますと、3日分の必要量のうち、1日分を県と市で2分の1ずつ備蓄し、1日分を流通備蓄で、残りの

1日分を自らが備蓄することとされております。市民の皆様におかれましては、最低3日分、可能であれば1週間分を目標に、備蓄についてお願いをしたいと考えております。

- 9番(美馬恭子) 今回の能登半島地震でも、やはり避難所に逃げるのができずに在宅避難という方もいらっしゃると思います。そんな中で、皆さんが声を出して言われていたのが、やはり自分の家に3日分なりの食料を備蓄していたことがとても命につながったと。また、今回は水道もなかなか復旧しませんでした。そんな中で、水の備蓄も大切だったと。また、井戸が枯れることなく、しっかりと井戸からくみ上げる水に対しても地域の方々から救われたというような話も聞きました。それから考えますと、別府市の中でも、私たち市民一人一人も、市にももちろん備蓄していただくことはとても大切なことですが、私たちも3日から1週間分の備蓄、それをしていくこともとても大切なことではないかなというふうにも考えていますので、これに関してもぜひ広報していただければというふうにも考えております。

さて、先日、避難所の件でいろいろお話が出ておりました。別府市は山から海にかけて坂のまちであります。そして山の上には活火山が2つもあります。海では海拔、本当に低いところ、ゼロメートル地帯というのでしょうか、そういうところもあるように伺っています。収容施設としては、避難所かなりの数がありますが津波、高潮が来たときは、海の近くの避難所には逃げることはできない。また、反対に火山が爆発したときには、山のほうの避難所は、これは危なくて逃げることはできない。家庭で話をしましたときに、私の家は扇山ですけれども、火山爆発したら、もうここで念仏唱えるしかないのかなというような笑い話、今は笑い話で済んでおりますが、そんなことも考えてしまいます。

防災マップに記載されています中でも、もし私は鶴見岳が噴火した場合、どういうふうになるのかなというのが大変心配になっております。車で下のほうに逃げても動くことができない、歩いてはなかなか行くことができない、また、下に行ったとしても避難所自体、入る人数が限られている、そんな中で一体どうするんだろうか。市民の半数近くが、広域避難をしないといけなくなるんじゃないかというようなことも考えます。

現在、火山についての避難計画はどの程度進んでいるのか教えてください。

- 防災危機管理課長(中村幸次) お答えいたします。

現在、「大分大学減災復興デザイン教育研究センター」と締結いたしました協定に基づき、同センターに火山防災に関する研究事業の中で、火山に関する避難計画作成のための基礎データの作成を委託しているところであり、結果を基に避難計画を立てていくこととしている段階でございます。市民の方に混乱を生じさせることのないよう、効果的な計画となるように、関係機関の知見、協力を得ながら、段階的に策定していきたいと考えております。

- 9番(美馬恭子) 火山が噴火しないとは限らないので、しっかりと、どういうふうに逃げるかというふうな形も考えていただきたいし、ぜひ避難訓練に関しても早急に示していただきたい、そのように考えていますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。あまり広域といいますと、私たちもびっくりしますので、徐々にしっかりと出していただければなというふうに考えております。

さて、次に入りますけれども、今、女性の目線が大切だというふうなことを随分言われています。内閣府男女共同参画局が取りまとめました「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」というのが示されています。この中では7つの基本方針がありまして、平常時から男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる。女性は防災復興の主体的な担い手になる。災害を受ける影響やニーズの男女間の違いに配慮する。男女の人権を尊重して安全・安心を確保する。女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働を構築する。男女共同参画センターの役割をしっかりと位置づける。

要配慮者への対応についても、女性のニーズに配慮するというようなことが書かれているようにあります。

避難所をはじめ、災害時における女性の目線、視点による対策、これがより必要であるというふうに言われています。しかし、現在、男性が主体となって避難所運営に関わっているのが多くあるのではないかなというふうにも考えています。訓練等の準備段階から女性をもう少し増やしてしっかりと意見を聞き、一緒に動いていくことが必要になってくるのだとも考えています。市内の指定避難所には女性専用の避難所などがあるのでしょうか。また授乳や乳児が泣く場合、避難所にとどまれない人も多いと聞かされていまして、配慮をすべきだと考えていますが、この対策はどのようになっているのでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

現在、女性専用の避難所は指定しておりませんが、別府市地域防災計画、避難所運営マニュアルにおいて、空き教室を活用し、授乳室、乳幼児室、妊産婦室として個室を確保することや、体育館でのスペース確保についても、要配慮者、子どもスペース、女性更衣室などを確保すること。また仮設トイレ設置時には、女性の安心・安全を確保するため、女性専用のトイレと男性用トイレとの距離を取り設置することなどを規定しております。

先日行われました自主防災会主催の西地区のモデル地区防災訓練におきましても、空き教室を開放し、授乳スペースの確保、医療的ケアの必要な要配慮者のスペースの確保などを行い、訓練を実施しております。

なお、同避難所運営委員会の各班の委員構成ですけれども、女性の割合が約3割となっております。今後とも継続して配慮や男女共同参画の視点を入れた防災復興に向け、対策を取っていきたいと考えております。

○9番（美馬恭子） なかなか女性目線といいましても、少しずつ進んでいるようではありますが、最近でもよく聞くのが、乳幼児を抱えたママ、パパのフォローがなかなか進んでいないと。赤ちゃんが泣くのは、ふだんであればかわいい声でもありますし、それが仕事でもありますけれども、場所によっては迷惑だと、眠れないというような声を聞き、自宅に帰るまで車の中で過ごすというような話も今でも聞きます。

母乳をしているお母さんにとって、母乳を続けるということも大変難しいことだというふうに聞きます。私は、母乳は災害で止まるものではないと確信しています。母乳は与え続けることによって授乳が進むものであり、それを人工乳に変えることは、災害であるからと言って違うのではないかなというふうに考えています。

そんなことを考えますと、今の避難所の中で本当に授乳ができたり、赤ちゃんのおむつを遠慮なく替えることができるのかと言えば、それがなかなか厳しい現状にあります。学校などであれば教室を使うこともできます。先ほど言われましたように、避難訓練のときにそういう実績も積まれているようでもありますので、ぜひ女性の目線で避難所をしっかりと考えていただきたい。そして男女共同参画の中で出している冊子の中には、いろんなプログラム、アンケート用紙などが入っていますので、ぜひこれを活用して、今後の別府市の避難計画にも添えていただきたいというふうに考えています。

前に進んでいる別府の防災避難計画だというふうに考えていますので、それにプラスアルファ女性の目線をということで、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに考えます。

それでは引き続きまして、別府市のインクルーシブ防災の取組状況を教えていただきたいというふうに思っています。お願いします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

2016年1月から取組を始めました個別避難計画の作成は、当事者や福祉専門職、地域住民と協議を進めながら、2018年度には「別府モデル」と呼ばれる個別避難計画作成業務手順ができ上がりました。国においては、2021年5月に災害対策基本法の一部を改正し、

個別避難計画の作成を自治体の努力義務とすることなど、事実上の義務化をされることとなりました。これを受けまして、個別避難計画は、優先度が高い避難行動要支援者から作成することが適当であります。しかし、本市においては、庁舎内外における推進体制を整備し、個別避難計画の作成を検討するための部局をまたいだ正式なプラットフォームがないことから、令和5年度より、あらゆる市民を想定した防災体制を整備する目的で、防災総合連携官を政策企画課に配置し、関係部局が参加する連絡会議の設置を令和6年2月に行いました。

連絡会議においては、具体的に示すアクションプランの作成に向けた専門家による研修と、その仕組みづくりについて、3回にわたる協議をするなど、その取組は着実に歩みを進めております。また、令和7年度には、アクションプランの完成を目指し取り組んでまいろうと考えております。

- 9番(美馬恭子) 別府モデル、その冊子ができて、私が頂いたのが2021年だったと思います。それから、本当に全国的に別府モデルが大きく報じられて、どこからも本当にああいうふうにしたいというふうなことで、視察に見えたり、村野さんから話を聞きたいというようなことで進んでいるという話も聞いています。

別府モデルの大きな特徴は、障がい当事者が中心にいて参加しているということです。その当事者の方々の熱意と発信力は本当に大きいです。そして待つのではなく、自分から出ていく姿勢、地域の中での立ち位置を自ら求めている姿、そここそ本当に見習うべき防災計画があるのではないかと私も思っております。

今回、3月9日に行われました報告会にも参加させていただきました。この会議の中で今言われましたように、別府市は縦割りではなく、全庁体制で取組を進めていくという力強い言葉を市長に発していただきました。本当に素晴らしいことだと思っております。別府モデルが成立してから何年かたっておりますが、それでも着々と進んでいるのではないかなというふうに感じております。今後も地域の多様な団体と組織をつなぐこと、それを一番の目的としてしっかりと別府モデルの成熟に向かって進んでいっていただきたい、そのように考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

堀田温泉についてということです。

大変申し訳ないですが、私は今別府に住んで40年近くにはなりますが、温泉のことをなかなか理解できていません。何回もいろいろ聞いてもなかなかよくつかめずにおりました。そんな中で、堀田温泉の現状について少しお伺ひしたいと思います。

堀田温泉の安定運営のために、現在2か所の取水口から水を確保しているということのようですが、その取水口の現状及び整備状況はどのようになっていますか。また、施設への温泉供給に向け、日頃行っている作業内容などありましたらお伺ひしたいと思います。

- 温泉課長(樋田英彦) お答えします。

まず、取水口の現状と整備状況についてですが、現在2か所から取水しており、取水した水はろ過や沈殿等を行う施設を通して不純物を取り除き、その後、噴気と混合され、貯湯タンクに貯湯、最終的に堀田温泉等の施設に供給しております。

また、供給に支障が出ないよう、取水口でのごみ等の詰まりを防ぐための対策や定期的な清掃、監視等の対応を継続的に行っております。

次に、施設への温泉供給に向けた作業内容についてですが、職員や委託業者による定期的な清掃や点検、老朽化した機器や部品交換による速やかな維持補修や修繕を行っており、今後も日常的なメンテナンスや施設の点検に取り組み、安定的な温泉供給による施設の提供に努めていきたいと考えております。

- 9番(美馬恭子) 最近、温泉の湯量が減ったとか温度が低くなったとか、いろんな話を

聞きます。そんな中で、堀田温泉に関しては供給量はそれほど低くはなっていないようです。しかし、大雨、洪水、最近本当に気象変化で多くなりました。そんな中で、堀田温泉も何日か閉鎖をせざるを得ないような真っ黒けの水が出てきたりというようなことで、堀田の方々もかなり心配されております。取水口の状況も見にいかせていただきましたが、なかなか厳しいかなというふうにも感じました。本当に、温泉がどのように整備されて、そしてまたどのように私たちが活用していくのかなかなか見えてこない点ではありますが、温泉課の方々もその中でもしっかりと取り組んでいらっしゃるんだというふうに理解をしております。

ただ、砂防ダムに関しては市の話ではありませんので、県のほうでまたしっかりと話を聞いていかないといけないということにはなりますが、このような災害が多くなっている時期、しっかりと取水口に関しても、また砂防ダムに関しても管理をし、安定供給につながるような形で、別府市としても、水利組合ですかね、そこにしっかりとお話ができるようになっていけばいいのかなというふうにも考えています。そして地域の方々とも少しでも綿密に連携が取れて心配がいかない、そんな温泉管理していただければなというふうに考えていますので、今後ともぜひよろしくお願いたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

- 6番（重松康宏） 公明党の重松康宏でございます。今回も自分らしく、地味に行ってまいりたいと思います。その分、少し今日はネクタイは明るめにしてみました。以上でございます。そうしましたら、早速質問の通告に従って行ってまいりたいと思っております。

まず、認知症施策についてでございます。

世界でも類を見ない長寿大国の我が国では、2025年には高齢者のおよそ5人に1人が認知症になると予測され、誰でもその可能性があり、認知症政策の充実が今後ますます大切になってくると思いますが、本市の現状についてお伺いをしたいと思っております。本市において、認知症高齢者の人数と割合の推移をまずお答えください。

- 介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

認知症高齢者の人数ですが、これは要介護認定上での数値となりますが、令和2年度が5,383人、令和3年度が5,532人、令和4年度が5,559人となっております。その各年度における65歳以上の高齢者全体に占める割合としましては、令和2年度13.7%、令和3年度14.1%、令和4年度で14.3%でございます。

（議長交代、副議長日名子敦子、議長席に着く）

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。やはり本市においても、認知症高齢者の人数、割合ともに増えているということになります。しかも、これは要介護認定上の数値ということで、介護サービスを受けていない認知症高齢者の方も一定数おられると考えられますので、実際は今御答弁いただいた数よりもさらに多くなるのではないかと思っております。

それでは、本市において、認知症施策としてどのようなことを行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

- 介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

認知症施策につきましては、これまで国の認知症施策推進大綱が示す5つの柱、「普及啓発、予防、医療、認知症バリアフリーの推進、研究開発」に沿って、それぞれ事業を実施しております。

施策としましては、一例ですけれども、認知症に関する市民講演会やサポーター養成講座、オレンジカフェ、オレンジステッカーの交付、認知症個人賠償責任保険やGPS機器購入補助、また認知症支援ガイドの作成配布、さらに成年後見制度の支援など、本課で行っているところでございます。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。認知症の方が住み慣れた地域で尊厳と希望を

持って安心して暮らし続けていけるよう、様々な取組を行っていることはよく分かりました。一例として挙げられました認知症サポーター養成講座を、私も先月受講し、認知症の方と接するときの心構え、声かけ、対応の仕方などを学んできました。このオレンジリングも頂きました。今後は、認知症サポーターとして、身近に接する認知症の方やその御家族を温かく見守り、サポートしてまいりたいと考えております。

また、認知症は、現在の治療では完治することは難しいとされておりますが、早期に発見をし、適切な治療や支援を受けることで進行を遅らせ、本人の生活の質の低下を防ぎ、また介護する家族の負担を軽減することにもつながります。そのため、早期発見、早期診断は極めて大事であると考えますが、本市においてはどのような取組を行っているか、お伺いをいたします。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

別府市におきましては、別府市社会福祉協議会に委託しまして、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応や、各地域の状況に詳しい民生委員や地域包括支援センター、また認知症専門医、看護師、社会福祉士等で構成される認知症初期集中支援チームなどと連携し、早期発見、並びに支援につながるような体制づくりを行っております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。これらの人たちは、地域の支援機関の連携づくりや、また行政とのパイプ役といった大変重要な役割を担っておられますので、しっかりと協力体制を築いていっていただきたいと思っております。

また、早期発見のためには、認知症医療の研修を修了した、必要な知識を習得しているオレンジドクター、いわゆる物忘れ相談医の役割も大きいと思いますが、別府市では現在何人くらいの物忘れ相談医、オレンジドクターの方がいらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

大分オレンジドクターは、大分県が登録したものでございますが、現在市内で55人いらっしゃいます。

○6番（重松康宏） 今の御答弁で55人いらっしゃるということですが、私も調べてみましたら、身近な地域のお医者さんがほとんど大多数でございます。私のかかりつけ医の先生の名前もありました。その先生が物忘れ相談医ということは初めて知りましたが、このオレンジドクターの周知はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

御登録いただいている病院の受付や待合室に登録プレートを掲示していただいております。また、別府市におきましても別府市認知症地域支援ガイドに掲載し、周知を図っているとございまして、御相談いただきましたらそちらを御紹介することもございますけども、本市といたしましては、御本人、または御家族等が認知症について御心配の場合は、まずはかかりつけ医に御相談、受診していただきまして、そこから大分オレンジドクターや認知症サポート医等につなげていただければと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。自分の健康のことをよく分かっている身近なかかりつけ医がオレンジドクターであれば、本人、またその家族も気軽に安心しているいろいろなことを相談できると思っておりますので、このオレンジドクター、また物忘れ相談医について、いろいろな場面で周知を行っていただきますようお願いをいたします。

それでは、この項目最後の質問、ユマニチュードについてお伺いをいたします。

皆さんは、ユマニチュードという言葉をお聞きでしょうか。ユマニチュードは、フランス発祥の認知症などの介護ケア技法で、見る・話す・触れる・立つの4つを柱に、その人らしさを取り戻す優しい認知症ケアとして注目をされております。

先日、自治体としてこのユマニチュードの普及を進めている福岡市にお伺いをし、い

ろんなことを学んでまいりました。福岡市は、2016年度から2年間、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施し、介護者の負担感が20%程度軽減するなどの効果が見られたことから、2018年度に講座を本格的に実施し、昨年12月までに234回の講座が行われ、延べ1万人を超す人が受講をされたそうです。その後、ユマニチュードを実践した介護者からは、家族や利用者さんの笑顔が増えた、数年ぶりに歩けるようになった、などと効果を実感する声が上がっているそうです。また、救急隊員にもユマニチュードの技法を学んでもらい、実践した結果、隊員からは、暴れていた人がユマニチュードで接していくうちに落ち着いて話ができるようになり、円滑な搬送につながったとの声も報告されていますと、担当の課長さんが言われておりました。

ユマニチュードは誰にでも実践可能です。別府市でも普及啓発に取り組んでみてはどうかと思いますが、本市の御見解をお伺いをいたします。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

日本では平成23年頃から入ってきましたこの「ユマニチュード」でございますけれども、ケア技法の一つとして認識しております。認知症となっているその方の尊厳を守り、思いやりをもって接することとしてのアプローチのやり方として、基本的な接し方としましては、先ほど議員おっしゃいますように「見る」「話す」「触れる」、そして「立たせる」ということですが、その言葉だけでしたら当たり前のように思いますけれども、相手の方に心を開いていただける技法として、これをベースとしまして、様々な対応方法としてはとても有効なことではないかと考えております。

ただ、多忙な介護や医療現場におきましては、分かっているにもかかわらずなかなかできない場合がありますし、全てこの技法でうまくいくということは難しいのかもしれませんが、知っておくことは大事だと思っております。現在、認知症関連施設等において研修等を行っているところもあるとお聞きしておりますので、この分野において進んでいるところの取組等を学びながら、今後研究してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） 詳しい御説明ありがとうございます。実際、今言われたように別府市の中でも実際そういった研修を行われている施設もあるということですし、また全国的にもユマニチュードを取り入れる福祉施設や病院の数は年々増加しております。また、教育カリキュラムに組み込む大学も出てきておるといってございまして。

また、自治体でも、先ほどの福岡市をはじめとして、市民向けの講座を実施する動きが広がっております。2月にも隣の由布市のほうでもそういった講座が行われておりました。

ユマニチュードは、フランス語で人間らしくあるという意味を持ちます。一人でも多くの認知症の人と家族が、その言葉どおりの暮らしを送れるよう、普及啓発に取り組んでいただけるようお願いをいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、災害対策についてお伺いをいたします。

まず、家具の固定についてお伺いをいたしたいと思っております。地震、台風、大雨などの大災害を幾度も経験をし、様々な災害対策は講じているものの、災害自体がどんどん激甚化をしており、各自が防災を我がこととして捉え、自主的に災害に備えることが重要になってきております。地震によるけがの原因の30%から50%が家具類の転倒、落下、移動によるものと言われており、今回の能登半島地震では、倒れた家具の下敷きになって多くの人が犠牲になったと見られております。別府市が本年度行ったまちづくりに関する市民意識調査において、「防災・減災対策としてどのような対策をしていますか」との問いに対して、「家具に転倒防止対策を施すなどの対策を行っている」と答えた人は28.9%でした。

そこで、まず自助の基本とも言うべき家庭における家具の固定の重要性について、お伺いをいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

各地で発生する地震の状況を確認しますと、家具などによりけがをした、逃げ遅れる、最悪の場合は死亡するということが実際に起こっております。防災担当としては、別府市防災マップにおいて、家の中の安全対策としてイラスト入りでお示ししているとおおり、家具などの固定は重要なことでもあります。市民の皆様には、家具などのない場所で過ごすことが一番の対策ではありますが、家具がある場合には、家具などが倒れないよう固定するなど、家の中での災害への備えをお願いしたいと存じます。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。我が家も、本棚や食器棚には転倒防止対策として固定をしております。また、それに合わせてさらにガラスが割れたときに破片が飛び散るのを防ぐために、飛散防止フィルムを貼りつけるなど、住み慣れた自宅で安心した生活を続けるために、自助の取組をしっかりと行っております。

家具固定の重要性については、別府市防災マップに掲載しているとのことですが、それ以外にも、例えば防災月間に市報に特集記事を掲載するなど、様々な機会、媒体を通じて家具固定の重要性を周知していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、別府市では、家具の固定には助成制度があると思っておりますが、その助成制度の概要及びこれまでの申請件数について教えてください。

- 高齢者福祉課長（入田純子） お答えいたします。

別府市においては、「家具転倒防止器具取付事業」があり、高齢者世帯や重度障がい者世帯のたんすや食器棚等の家具に転倒防止器具の取付けと家具の下に滑り止めのゴムを敷くことにより、生命や財産を地震災害から守ることを目的としています。

本事業の対象世帯は、別府市内に住所を有している世帯で、70歳以上の者により構成されている高齢者世帯、また身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2を有している者により構成されている重度障がい者世帯、また、70歳以上の高齢者と重度障がい者で構成されている世帯となっており、1世帯当たり3セット以内となっております。

実績ですが、令和2年度1件、令和3年度3件、令和4年度0件、令和5年度5件です。

本事業は、阪神・淡路大震災の翌年平成8年に制定され、東日本大震災の翌年平成24年度の申請件数は139件、熊本地震が発災しました平成28年度は151件の申請がありました。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。先ほどの28.9%という低さからも、この件数、いわゆる今言われた件数はある程度想像はできました。東日本大震災、熊本地震の後に申請件数が増加していることを考えると、今後増えてくると思いますが、まだこの制度を知らない人も多くいるのではないかと考えられます。3セットまで市が取り付けていただけるということで、大変ありがたい制度ですので、改めてこの制度の周知を幅広く図っていく必要があると思っておりますが、今後どのように行っていくのか、お伺いをいたします。

- 高齢者福祉課長（入田純子） お答えいたします。

ホームページや市報でのお知らせは行ってまいりましたが、今後はさらに自治会や老人クラブ等を通じての周知も行っていきたいと思っております。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。今、ホームページという御答弁もありましたけれども、そのホームページを見ますと、制度の説明がほとんどでありますので、さらに家具転倒の危険性、また家具固定の必要性なども分かりやすく啓発をしていくことも大切だと思いますので、その制度の周知と併せて、そういった工夫もぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして、同じ災害対策について、次に、災害廃棄物の処理についてお伺いをいたします。

今回の能登半島地震により、石川県では推計244万トンの災害廃棄物が発生し、その量

は年間のごみ排出量の7年分に、またその中でも特に被害の大きかった珠洲市では、年間排出量の132年分に相当する推計57.6万トンの廃棄物が発生したという報道がありました。度々このことが放送されることもあり、市民の方から尋ねられることが多くありましたので、今回質問をさせていただきます。

まず、災害廃棄物とはどのようなものか、また、その災害廃棄物の処理の流れはどのようなになるのか、御答弁ください。

○生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、災害廃棄物という区分はございませんが、主に台風や地震などの自然災害によって発生した廃棄物を災害廃棄物というふうに呼称しております。

災害廃棄物につきましては、事業活動によって排出したものではないため、産業廃棄物ではなく、一般廃棄物として被災した自治体で処理をすることになります。破損した家屋や家具などに加え、避難所から出るごみや仮設トイレから出るし尿等を災害廃棄物として処理することになると思います。

災害廃棄物の処理の流れであります。平成27年1月に策定した別府市災害廃棄物処理計画及び令和2年3月に策定した災害廃棄物処理マニュアルに基づいて、災害廃棄物の処理を進めていくこととなります。被災の程度にもよりますが、主な流れとしては、まず最初に被災後できる限り早い時期に災害廃棄物を集積する一次仮置場を設置いたします。仮置場を設置した後に、住民の皆さんが分別して災害廃棄物を排出をすることとなります。

次に、一次仮置場に分別排出された災害廃棄物を二次仮置場に運搬・保管し、最終的に二次仮置場に集積した災害廃棄物を処理施設に運搬し、処分をするというふうな流れになるかと思っております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます、よく分かりました。

この災害廃棄物というのは一般廃棄物に区分をされ、処理責任は市町村にあるとの今の御答弁でございましたので、その災害廃棄物を一時的に置く仮置場は市町村が設置、管理をすることになると思いますが、地震や台風などの大規模災害の際に、家庭から発生する災害廃棄物の排出、保管場所となる仮置場は、現在のところどのくらい確保されているのか、お伺いをいたします。

○生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

本年2月に県のほうから報告依頼を受けて、災害廃棄物処理マニュアルの災害廃棄物仮置場候補地リストの見直しを実施をいたしました。現在一次仮置場として24か所、面積14万8690平方メートル。2次仮置場として3か所、面積24万1,091平方メートルを候補地として確保しているところでございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。先ほどの答弁で、一次仮置場には住民の方が分別をして排出するとありましたが、災害時にごみの出し方や分別をどのようにしたらよいのかと悩む方は多いと思います。発災後適正かつ円滑に廃棄物処理を行うために、平時のうちからごみの出し方や分別方法を様々な媒体を使って広報していただく必要があると思いますので、ぜひよろしくお伺いをいたします。

また、今回の能登半島地震のような大規模災害で発生する莫大な災害廃棄物を処理することは、到底行政の力だけでは困難であると思っておりますが、そうした場合の関係団体などとの協力体制はきちっと構築されているのでしょうか、お伺いをいたします。

○生活環境課参事（原田勲明） お答えいたします。

平成23年12月1日付で、大分県知事と当時の社団法人大分県産業廃棄物処理業協会との間で、「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書」を締結しております。

また、平成26年8月18日付で別府市長と社団法人大分県産業廃棄物処理業協会から組織変更した一般社団法人大分県産業廃棄物協会、現在の一般社団法人大分県産業資源循環協会との間で、「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書」に関する実施細目の締結を行い、基本協定書に基づき、災害廃棄物処理の応援を行う場合の項目を定めております。

また、定例で一般社団法人大分県産業資源循環協会の支部団体であります別杵・国東・由布支部と関係自治体との協議会を開催しております。お互いに顔の見える関係の構築に努め、連携を図っているところでございます。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。今御答弁にありましたように、お互い顔の見える関係で、協力体制を構築されているということではありますが、年を経るごとに災害が激甚化しております。既存の想定を上回る災害が発生し、従来の対策が通用しなくなる深刻な問題が生じるおそれが十分考えられることから、こうした大規模災害により発生する災害廃棄物の処理についても、事前に十分な対策を講じておくことが求められますので、今言われましたように、関係機関や近隣自治体との緊密な連携、協力体制の強化を一層よろしく願いをいたします。

また、今朝も栃木、埼玉のほうで震度5弱の地震が発生をいたしました。また先週は、福島でも地震が頻発をいたしました。いっどこで起こるか分かりません。常に緊張感を持っていかなければいけないと感じております。

また、ちょっとこれは一般質問には直接関係なく、余談にはなりますが、能登半島地震以降、共感疲労という言葉をよく報道、新聞で耳にします。災害や事件・事故などショッキングな映像を見たり、つらい話を聞いたりして共感を覚え、気づかないうちに心が疲れてしまう状態のことだそうです。不眠や無気力、腹痛などの消化器系の疾病などの症状が現れ、特に他者への思いやりが強い人、また感受性の豊かな人などがなりやすいということでもあります。

この共感疲労を防ぐには、長時間テレビやSNSを見続けられないこと、また周囲に自分自身の不安を話したりすることで、共感疲労を防ぐことができると専門家が言われております。このようなことも心にとどめながら、日々与えられる様々な情報に接していきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、国民健康保険税の産前産後の減額についてお伺いをいたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が改正され、別府市においても、本年1月から、別府市国民健康保険税条例の一部改正により、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額が、令和6年1月1日より施行をされました。子育て世帯負担軽減のため、国民健康保険の被保険者で出産された方の保険税の均等割額及び所得割額が減額対象となるものですが、この制度について詳しく説明をお願いいたします。

- 保険年金課長（石崎 聡）お答えいたします。

令和5年11月1日以降に出産及び出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象となる制度であり、妊娠85日以上分娩で、早産、流産などの場合も対象となるものであります。

保険税の減額対象となる期間につきましては、単胎出産の場合は、出産月の前月から以降4か月分の保険税均等割額及び所得割額が減額されるものであり、また、双子などの多胎出産の場合は、出産月の3か月前から以降6か月分が減額されるものであります。

なお、出産される前に、保険税の減額適用を受ける場合は、母子手帳などにより出産予定日が確認できれば、出産予定日の6か月前から届出書を提出することで減額の適用を受けることができるものであります。

- 6番（重松康宏）詳しい御説明ありがとうございます。今ございましたように、単胎妊

娠の被保険者は4か月、双子などの多胎妊娠の方は6か月の保険税が減額されるのですが、この制度、あまり知られていないような気がしております。そのため、対象者の方が漏れなく確実に適用されるようにしていただきたいと思いますが、何か対策などは行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

出産を控えますと、母子手帳の交付を受けるようになりますので、窓口となります別府市保健センターにおきまして、健康推進課の協力の下、国保に加入している方へのリーフレットと減額届出書を配布しております。

また、出産に係る国保の出産育児一時金の支給が決定された場合は、減額の届出書は不要とし、保険税の減額措置を講じております。そのほか、周知等につきましては、制度の開始時の本年1月より、市のホームページでお知らせするとともに、改めて市報4月号にて周知を予定しております。出産される被保険者の個々のケースによっては、減額届出書の提出が必要な場合もありますが、適用漏れのないように努めてまいります。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。特別なケースもあるようですが、出産後であればおおむね届出不要で保険税が減額されるということで、こういった寄り添った対応は大変に喜ばれると思います。

また、この制度は令和6年1月1日より始まりましたが、令和5年の11月と12月にそれぞれ出産された方も減額の対象になるということですが、その方々への周知は行き届いているのでしょうか、お伺いをいたします。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

国民健康保険税条例の一部改正の施行が1月からとなりますので、単胎出産、多胎出産ともに本年1月以降に保険税の減額対象期間がある、出産された被保険者の方から適用となります。昨年の11月出産の方は、減額対象期間の月分は、令和6年1月の1か月分が減額となり、また、昨年の12月出産の方では、減額対象期間の月分は、令和6年1月と2月の2か月分が減額となるものであります。

なお、昨年11月及び12月に出産された被保険者の方につきましては、既に保険税の減額についてお知らせをしております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。くれぐれも漏れのないようお願いをいたします。

物価高騰の折、4か月または6か月の保険税が減額になるということは、家計には大変ありがたいことだと思います。子育て世帯の負担を軽くするためのこの制度でありますので、今後もきめ細かな対応と制度の運用に努めていただきますようお願いをいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

軟骨伝導イヤホンの設置についてであります。

程度の差はありますが、聞こえの問題を抱える人は1,000万人以上に上る一方、補聴器所有率は高額なことなどを理由に、わずか15%余りにとどまっております。市役所の窓口に来られる方にも、聞こえに対して不自由を感じておられる方も多くいらっしゃるのではないかと考えております。窓口では、そうした耳が聞こえにくい人への対応はどのようにしているか、お伺いをいたします。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

市役所の市民課や障害福祉課の窓口では、音を聞き取りにくい人のために、一部で集音マイクの設置等を行っております。集音マイクのない窓口では、声が聞き取りにくい場合、ゆっくりとはっきりした発音で話したり、可能な限り大きな声での説明や筆談による対応などを行っております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。私も役所内を歩いていると、大声で会話をし

ている光景をよく見かけますが、大声で話すことで、個人情報や周囲に聞かれるといった心配もあります。先日私が窓口に行き同席した方も難聴の方で、担当の職員の方とのやり取りがスムーズにいかず、どうしてもだんだんと声が大きくなり、最終的には私が間に入って、それぞれの話を伝えながら、事務手続を進めていったということがありました。その方が帰り際に、もともと聞こえにくい上に、マスクをしたり、つい立てを立てたりしているのので、さらに聞こえにくいんですね、何とかありませんかねと言われておりました。

そこで、軟骨伝導イヤホンのことが頭に浮かびました。軟骨伝導イヤホンは、通常のイヤホンと比べて、耳の穴を全てふさがずに、軟骨付近に軽く当てただけで音を拾えるため、装着時の圧迫感がなく、また音漏れも少なく聞きやすいと言われております。自治体では、昨年、東京都狛江市が初めて導入をして、その後、他の自治体でも実証的に導入が広がっており、また、今年1月には、別府市内の金融機関が本店と全支店にこの軟骨伝導イヤホンを窓口で導入をいたしました。先日、そこにお伺いをして、実際に使用させていただきましたが、音は雑音が入らずに、違和感なくよく聞こえました。音量も自由に調節できます。なかなかの優れたものだという印象を持ちました。担当者の方に話をお伺いしたところ、使用されたお客様から、最初は少し違和感を感じたけれど、慣れてくると気にならなくなり、音もとてもよく聞こえたなど、おおむね好評ですと言われておりました。

現在、市役所の窓口では、大きな声での説明や筆談での対応をされているとのことですが、大声でのやり取りは、個人情報などのデリケートな内容が周囲に聞こえたり、筆談では手間がかかることで、スムーズな意思疎通が難しいことから、来庁者の多い窓口にぜひ軟骨伝導イヤホンを導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、音を聞き取りやすくするための一つの方法で、スムーズな会話の一助となるものと認識しております。一方で、窓口で不特定多数の方が御利用するに当たっては、衛生面で不快に思う方がいるというふうにも伺っております。

軟骨伝導イヤホンの導入に当たりましては、集音マイクなど他の方法とも比較しながら、既に導入している自治体などを参考に調査研究してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。確かに窓口での使用はためらう方もいらっしゃると思いますが、イヤホン部分が球形で穴や凹凸がないため、簡単に拭くことができますので、常に清潔に保つことができます。

先週の参議院予算委員会で、公明党の秋野公造参議院議員が、図らずもこの軟骨伝導イヤホンについて取り上げておりました。その中で、「役所とか金融機関の窓口に対して、軟骨伝導イヤホンを準備するということについて考えられるのではないかと思うが、こういった事例を周知することについて、総理の御見解をお伺いします」との質問をし、それに対して、岸田総理からは、「軟骨伝導イヤホンの活用事例について、事例として周知する方向で進めることを考えていきたいと思っております」との答弁がありました。先ほど課長からは、調査研究をしていく旨の答弁がありましたが、国でもそういった動きが始まっておりますので、その調査研究にとどまらず、導入に対して前向きに検討をしていただきますよう、重ねてよろしくお願いをいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

最後に、歯と口の健康についてお伺いをいたします。

おいしく物を食べたり、会話を楽しんだり、私たちは健康な歯があることによって豊かな生活を送ることができます。また、超高齢社会の日本では、健康寿命をいかに伸ばすかが課題となっておりますが、自立した生活が送れる健康寿命が、平均寿命より男性は約9年、女性は約12年も短いことが分かりました。これは、健康上の問題で日常生活に何らかの制限がある期間が9年から12年もあるということです。

そして、この期間の短縮に大きく影響することの一つが、歯と口の健康であると言われ

ております。本市においても、歯と口の健康づくりのために様々な歯科保健事業を行っていると思っておりますが、具体的にどのような取組を行っているか、お伺いをいたします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

妊婦、乳幼児期においては、妊婦さんに対する歯科健診、赤ちゃん訪問時のリーフレットを用いた啓発、離乳食スタート講座の際の乳児期の口腔ケア講話、1歳6か月、2歳6か月、3歳5か月時の歯科健診や歯科指導及び希望者へのフッ化物塗布、口腔保健センターにおける休日の無料フッ化物塗布への補助、保育所等でのフッ化物洗口などを行っています。

小中学校の学童期においては、歯科健診や希望者へのフッ化物洗口を行っています。

成人期においては、国保加入者の40歳の方への歯周病健診、口腔ケアの重要性やケア方法の健康講座を庁内公民館等で、令和4年度は17回、247人、令和5年度は2月末までには22回、381人の方へ実施しております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。リンゴをかじると歯茎から血が出ませんか、これは子どもの頃の懐かしいCMですが、昨年12月に歯茎がひどく腫れ、急いで歯医者さんに行ったところ、歯周病と診断され、それから毎週1回の通院を重ね、3か月かかってようやく先月治療を終えました。この間不自由な生活を余儀なくされ、人が健康的な生活を送り、人生を楽しく過ごすには、歯の健康が不可欠であるということを改めて実感いたしました。

この歯周病ですが、日本人の歯を失う原因の第1位で、30代以降、急激に罹患率が増加すると言われております。細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患で、歯の周りの歯茎や歯を支える骨などが溶けてしまう病気です。しかも、初期の段階では痛みなどの自覚症状がほとんどなく、私の場合もそうでありましたが、徐々に進行していく恐ろしい病気でもあります。また歯周病は、心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病、動脈硬化、誤嚥性肺炎などの全身疾患とも大きく関係しているとも言われ、歯周病を予防治療することは、こうした大きな病気に罹患するリスクを下げられることにもつながります。

さらに最近の研究では、歯の健康は認知症との関係も深いことが分かってきており、歯の本数が20本以上の人と比べて、19本以下の人では、認知症の発症のリスクが高くなると言われております。ある保険会社では、70歳のときに永久歯が20本以上残っていれば、保険料を割り引くという認知症保険を発売しました。これは認知症と歯の健康との関連が大変深いことを意味しており、年齢を重ねても歯の健康維持をするためには、成人期の口腔ケアをしっかりと行っていくことが大切であると考えます。

別府市としても、こうした成人に向けた口腔ケアの重要性の啓発を推進していくことが重要であると考えますが、その御見解をお伺いいたします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

歯と口腔の健康は、子どもの健やかな成長や様々な生活習慣病の予防や、高齢者のフレイル予防など全身の健康の保持増進に大きな役割を果たすと認識しております。青壮年期においては、健全な歯と口腔の維持を図るために、口腔の健康と全身の健康の関係性に関する知識の啓発や歯周病等歯科疾患の予防や早期発見など、歯科保健の重要性を認識しております。

そのため、国が国民皆歯科健診に向け実施しておりますモデル事業の結果を踏まえ、青壮年期への歯科健診等をスムーズに導入できるよう、別府地域保健委員会の歯科保健小委員会の取組として、歯周病の簡易検査キットを活用した歯周病リスク検査及び受診勧奨を行っています。具体的には、特定健診受診時の同時検査や、離乳食講座の際に保護者への検査などを行い、青壮年期が受診しやすい効果的な方法を検討しております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。1歳半と3歳の幼児の歯科健診、そして小学

生から高校生までの歯科健診は義務となっておりますが、大人の歯科健診は義務ではなく、2020年の日本歯科医師会の調査によれば、歯科に通っている人は約44%しかいません。課長も答弁されましたが、口腔ケアの啓発と歯周病などの歯科疾患予防や早期発見の取組に、今以上に力を入れていただくようお願いをいたします。

次に、先ほどもちょっと出てきましたが、年代に関係なく、国民全員が定期的に歯科健診を受けることを目標とする国民皆歯科健診制度の検討が、2020年に発表されました。詳しい内容は分からなくても、発表された当時はニュースにも大きく取り上げられ、話題になったことは記憶に新しく、一度は耳にしたことがあるという方も多くおられると思います。

現在、この国民皆歯科健診について、その後の進捗状況など分かっていることがあれば教えてください。

○健康推進課長（和田健二） 答えいたします。

経済財政運営と改革の基本方針2022、骨太の方針において、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な検討について求められ、就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診受診勧奨の方法などについて、モデル事業などを実施し、検討が進められております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。この国民皆歯科健診については、時期や内容など、現在検討中とのことですので、その開始を待たずに、別府市としていち早く、現在行われていない成人の定期的な歯科健診を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（和田健二） 答えいたします。

国の動向を注視しながら、歯科医師会や健診センターなど関係機関と調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。歯の健康は心と体の健康を保ち、豊かな生活を送るためには不可欠なことであります。特定健診と歯科健診を組み合わせるなどの工夫をするなど、歯の健康を守るための取組を計画的に推進していただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（日名子敦子） 休憩いたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○15番（森山義治） 質問前に、まず1公共交通（バス・タクシー）についての（3）自家用有償旅客運送制度、4中国烟台市との友好都市間交流についての（2）烟台市への公式訪問については、予算決算特別委員会の答弁で理解いたしましたので割愛したいのですがよろしいでしょうか。

まず、公共交通、バス・タクシーについてであります。運転士不足について質問をいたします。

御承知のように、日本の全産業において人手不足が懸念される中、特にバスやタクシーの運転手不足は全国的にも深刻な社会問題となっております。そのような状況の中で、別府市はいち早く、大分県外からの移住定住促進事業に基づく自動車第2種運転免許取得費用の助成事業を令和5年7月から事業化しております。その後、10月13日に総務企画消防委員会とバスやタクシー事業者8社で対話集会を開催し、各事業者の同じ課題でありましたこの事業を市議会議長より長野市長に提言書を提出し、その提言書をしっかり受け止めていただきまして、令和6年度、新年度予算に継続していただき、予算計上されております。まずは執行部の皆様に感謝申し上げます。

そこでお尋ねいたしますが、令和6年2月までに県外から何名の方が第2種運転免許取得から就職までに至ったのでしょうか。タクシー会社、またバス会社について、それぞれお尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

免許を持たないバスに入社希望者が2名いらっしゃいましたが、入社試験におきまして不合格となったため、就職は至っておりません。

また、タクシー事業者につきましても、既に2種免許を所有している方が2名いらっしゃいましたが、この方につきましては入社の手形を取らせていただいております。

○15番（森山義治） 成果が少しでもあったということは、よかったと思っております。しかし、もっと多くの方が就職できるのではないかと期待をしていた事業でございますが、特にバス会社においては、大型2種免許ということであり、就職に至るまでには、履歴書はもちろんでございますけれども、まずは面接や筆記試験、またこれまでの違反点数を参考とする運転経歴証明書や、健康診断では脳波や血糖値、また心電図や目の検査などあるようで、このような健康診断で不採用となられた方も予測されます。

また、大分県が令和6年度当初予算において、大分県内に在住する方を対象とした自動車第2種運転免許取得費用の3割から5割を補助する予算が計上されておりますので、可決されれば、この事業は県内の在住者を対象にしておりますので、期待が持てる事業であると思っております。

そこで次に、運転手不足の要因として特に考えられることは、全産業に比較いたしますと賃金が2割ほど低いことや、労働時間が長時間であり、深夜を問わず不規則勤務であることなどが考えられます。御承知のように、保育士や看護師、また介護士などの人手不足の解消につきましては、2022年2月から月額およそ9,000円ほど国が賃金を引き上げたようでございますが、産業にもよりますけれど、大半の中小企業は賃上げに対しては企業任せでございます。また、建築・土木産業におきましても、燃料高騰分や材料価格の高騰分、さらには人件費の賃金アップなどを考慮して入札時等に上乗せしている会社もあるようでございます。

そこで、タクシー事業者については、運転手の賃金は売上げに対しての歩合制となっているようでありますが、燃料高騰分の補填や運転手の賃金アップに向け、令和5年7月12日よりタクシー初乗り運賃の上限を50円アップし、現在初乗り運賃が550円となっております。

また、別府市内にはバス事業者が2社ございますが、路線バスの運賃も30年ぶりに上がっているとお聞きをしております。その路線バスの運賃についてはどのような状況なのでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

市内のバス事業者1社は、令和5年12月1日より初乗り運賃を20円アップし、現在170円、平均アップ率16%となっております。もう1社につきましても、初乗り運賃の改定を運営支局と協議中であると聞いております。

○15番（森山義治） この運賃改定によりまして、運転手の賃金が春闘において大幅アップすることに期待をするとともに、運転手不足の解消につながるのではないかと期待されているところであります。今後も持続可能な公共交通を確保するためにも、路線バスの廃止を検討するのではなく、先進地のように各自治体の役割、交通事業者の役割、また企業や利用者の役割として、例えば環境の観点から、小学校での教育や各企業などにノーマイカーデーの促進などを促す施策などを、本気に今後取り組む時代ではないとも考えております。

また、バスやタクシー運転手が定員を満たせばライドシェアは必要ないと考えますし、

これに類似いたしました、行きたいときに行きたい場所まで移動できる、宮城県南三陸町の成功例のように、AIを活用したデマンド交通などはさらに進むことが考えられます。

そこで、次に別府市内でタクシー保有台数と稼働状況についてですが、現在6社ある各法人タクシー事業者と個人タクシー事業者を合計すると、別府市内には何台のタクシーが保有されているのでしょうか。それぞれ保有台数と運転手の人数について、また日中及び22時以降の稼働状況について、分かる範囲でお尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

事業者からの聞き取りでは、別府市内の法人タクシーと個人タクシーの合計保有台数は413台となっております。その内訳は、法人タクシーが381台、個人タクシーが32台となっております。

また、日中の稼働率は46%、夜間の稼働率は17.4%の回答を得ております。

ドライバーの人数ですが、11月現在とはなります、法人タクシーが289人、個人タクシーが32人の合計321人となっております。

○15番（森山義治） 計算しますと、およそ90名ほどの運転手が足りないことを考慮いたしますと、今後、地域性に応じたライドシェア導入の議論はさらに必要になってくることも考えられます。

そこで、次の項目に移りまして、ライドシェアの課題についてお尋ねいたします。

まず、運転手の課題と運行内容についてであります。御承知のように、国は自動車第2種運転免許を持たないで第1種運転免許だけの一般ドライバーがタクシー料金をお客様より頂き、目的地まで安全運送し、タクシー会社が運行管理を担う条件の下で、ライドシェアの導入を令和6年4月より解禁としております。また、タクシー会社のアプリのデータを活用して、タクシーが不足している地域や観光客の多い時期、時間帯を明確にするようでもあります。現在、東京では一般社団法人東京ハイヤータクシー協会や神奈川版ライドシェア、また、大阪府では大阪・関西万博を見据え、プロジェクトチームを立ち上げており、それらの内容はまだ分かりませんが、4月から運行予定のようであります。

このライドシェアについては、今日まで道路交通法第86条1項により、第2種運転免許を持たない一般ドライバーが自家用車で有償運送することは白タク行為と呼ばれて、日本では原則禁止をされてきましたし、私も平成30年第4回定例市議会において、ライドシェアの危険性に警鐘を促す質問をいたしました。しかしその後、急速に進展する人口減少やコロナ禍の影響、また運転手不足などにより、ライドシェアの導入は一気に進み、解禁になったと理解をしております。

そこで、国の考えるライドシェア導入については、内容においては道路運送法や道路交通法の一部改定も必要ではないかと認識しておりますし、運行管理や整備管理など、様々な課題が懸念されております。その課題についてお尋ねをしていきますが、まず、別府市は新年度に事業化予定の定時・定路線で運行するライドシェアについては、先日の予算質疑において、その内容については少々理解をいたしました。

そこで、今回のライドシェアを事業化するに当たり、第1種運転免許所持の運転手は、自家用車の運転経歴年数、また、高齢者の交通事故が多いことを鑑みた場合に、年齢制限はありますでしょうか。また、国籍は問わないのでしょうか、それぞれ教えてください。

さらに、浜脇地区を運行とのことですが、これまでに3,000人ほどのアンケート調査を実施したようですが、その内容と結果についてもお尋ねいたします。

さらには運行コース、始発地点と終点、また、運行便数や運行時間帯、特に鉄輪や亀川方面に行く路線バスとの結節点はどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

ドライバーの要件は、他の先進自治体の状況を参考に今後検討してまいりたいと考えて

おります。

昨年1月に実施したアンケート調査は、70歳以上の方全員に行い、38.5%の方から回答いただきました。アンケートの内容につきましては、利用しやすい料金、利用したい時間、行きたい場所、公共交通を利用しない理由など、コミュニティ交通を利用する上で必要となる項目をお聞きしております。

運行方法等の詳細の内容につきましては、地域住民や自治会等と協議の上、公共交通活性化協議会で決定することを前提として考えておりますが、現在のところ、次のような方向で計画しております。

まず、1乗車300円以下で、定時・定路線による自家用有償旅客運送、いわゆる自治体ライドシェアによる運行で、浜脇温泉を出発点として、東別府駅、ゆめタウン、秋葉通り、永石通りを通り、松原公園横を通過して浜脇温泉に戻る、反時計回りのコースを考えております。なお、乗降場所は、アンケート調査から利用者の要望に沿ったものとなっております。

運行時間は、これもアンケート調査によりますけれども、地域住民の行動パターンを参考に、8時から12時までの4時間とし、30分おきに10人乗りの一般車両と、福祉車両を交互に運行することを想定しております。また、亀川方面に行くバスとの結節点につきましては、東別府駅を考えております。

- 15番（森山義治） 運転手の経歴年数や年齢制限、また国籍などは今後決定していくこと、また巡回する事業内容、また地域住民の意向は今の説明で理解をいたしましたけれども、午後の運行便がないことで、不満は出ることが懸念をされます。国の考えている運行時間帯を考えた事業とは思いますが、地元の方などに、午後に便がないことの再度説明を、そのようなことを願ひまして、次に、事業者選定と整備管理の課題についてですが、タクシー会社に委託するようではありますが、特に運行前に行う対面でのアルコールチェックや、就職後の教育も実施されると考えられますが、委託事業ですので、委託費も課題の一つと考えます。本事業において、6社あるタクシー会社に対し、一般競争入札などのお考えはないのでしょうか、お尋ねします。

また、事故や故障時の対応として、特に予備車についてと、そのときの対応についてはタクシー事業者とどのように交渉をしているのでしょうか、お尋ねします。また、カーナビや、今後アプリを活用する場合に備え、タブレットは装備されているのでしょうか。また、対物や対人保険の設定額など、その内容についてお尋ねいたします。

- 政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

委任先につきましては、先ほど議員が言われましたタクシー事業者限定ではございません。自家用有償旅客運送全体を一元管理できる事業者が求められますので、本事業の委託先の選定方法等は、他の先進自治体の状況等を踏まえ、今後取り組んでまいります。

次に、事故の対応及びカーナビ、タブレットなどの装備品等につきましては、運行開始当初は車両の調達に間に合わないことから、レンタル等による車両を使うこととなりますので、購入する車両の運行時に間に合うように、今後、先進自治体の状況などを参考に対応してまいりたいと考えております。

また、保険の内容につきましても、今後保険会社と詰めていく予定でございます。

- 15番（森山義治） 事業者の選定や事故時の対応、また装備品や保険についても、他の先進自治体を参考に今後決定していくようではありますが、第1種運転免許所持の運転手では、最初はお客様は不安であると察しますし、松原公園は子どもたちの飛び出しが考えられます。また、比較的平地であり自転車を利用する住民が多い地域ですので、交渉時にはしっかりした教育をお願いしておきます。

次に、既存路線バスとの課題についてであります。浜脇地区の10号線の一部を運行するとなれば、例えば朝の通勤時間帯や夕方の退勤時間帯など、忙しい時間帯だけ運行す

れば法律違反となるようであります。その場合の法律に基づく規制と今回の事業において、競合はしないのでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

言われております法律は、道路運送法第4条に基づく新規参入事業者において、乗客の多い時間帯だけ参入することを抑制するクリームスキミングというものでございます。

今回、本市が実施いたします南部地域のライドシェアにつきましては、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送で、第4条に基づくものとは全く趣旨が異なるものでございます。

○15番（森山義治） ありがとうございます。よく分かりました。それでは、東別府駅を出発したら、国道10号線は海側に突っ切るのみであり、法律には抵触しないということで理解をいたしました。

ただ本事業において受託するタクシー会社は、運転手として第1種運転免許所持の方を募集するのであれば、先ほど申しました大分県の当初予算に計上されている補助金を活用して、第2種運転免許を取得していただき、タクシー運転手として正規雇用したほうが安全運行になると一般的に考えられますが、今回、別府市提案のライドシェア導入を、さらに道路交通法の改定をにらみ、一般的に考えるアメリカや中国のようなライドシェアに変更していくことが懸念されますけども、そのようなお考えをお持ちなのでしょうか。計画があれば教えてください。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

本市のライドシェアの考えは、市民のニーズ等を把握するためのアンケート調査を行った上で、その地域の意向に合う移動手段の確保に向け、本市と連携する交通事業者と協力しながら、安全かつ持続可能な地域公共交通の確立に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 今後も地域の方のアンケート調査をしながら、慎重に取り組んでいただけると理解をいたします。

次に、別府市公共交通活性化協議会と安全性の課題についてであります。別府市のライドシェアの導入は慎重な事業のようですので、一般的に言うライドシェアについては、海外では現在、トルコや台湾、また韓国では全面禁止で排除されておりますし、経済協力開発機構で見ましても、38か国中30か国が禁止されているようであります。

別府市においては、今後別府市公共交通活性化協議会に委ねることが予算決算特別委員会において答弁されておりましたけども、ライドシェアについては24名の各委員の中にはまだまだ理解されていない方もいらっしゃるのではないかと懸念されます。今後については、路線バスの廃止を待ってからの施策ではなく、まずは官民共創、交通事業者間の共創、他分野との共創、すなわち地域の関係者の連携と協働を通じて、利便性や持続可能性、また生産性を高め、地域公共交通に対するリデザインを進める協議会の設置が必要ではないかと考えます。

そこで、今後考えられるライドシェアの普及や、AIを活用したデマンド交通やMaaSなど、様々な施策を専門的に協議できるように、別府市公共交通活性化協議会のほかに、先進地で取り入れている少人数の専門的な新たな協議会を設置し、その後議論を重ねながら進めることが重要ではないかと考えますが、御見解をお尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

先進自治体等の状況を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 専門の協議会についてはしっかり調査研究をお願いいたしますが、今後、交通空白地は不便地域がさらに増加していくことを考えますと、専門的な協議会の必要性を一度議論していただけますよう要望しておきます。

次に、車両の課題ですが、電動車椅子などの利用の方への対応はどのようにお考えでしょうか。また、車両の所有者についてお尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

6月より、南部地域で運行予定の車両は、別府市が所有し、2種類を用意するように考えております。一つは、10人乗りのステーションワゴンタイプで、多くの方が乗れる車両を用意したいと思っております。もう一台は、車椅子やストレッチャーを乗せることができる電動リフト付きの福祉対応車両を計画しております。運行当初は車両は準備できませんので、車両が準備でき次第、一般車両と福祉車両による運行を実施してまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 別府市は所有者であると、そして上下分離式であるということは理解できました。

また、車両については、例えば災害時に、福祉施設への移動などに利用可能になりますので、よいことだと考えますが、ただ、電動車椅子やストレッチャーを乗せるとなれば、ヘルパーの資格をお持ちの運転手が必要ではないかと考えます。操作手順の教育などしっかりしていただきますことをお願いをいたしまして、次に、緊急時の課題についてですが、現在、タクシーには強盗やハイジャックに遭ったときなど、運転席のボタン一つで、車内に設置しています天井灯が赤色灯に点滅するように装備されておりますし、市内を運行している路線バスについても、前者ではございませんが、ボタン一つで方向幕にSOSが表示されます。また、車内に設置しているランプが青色で点灯するようになっているようでもあります。その非常灯やSOSの方向幕に気づいた同業者や一般市民が、警察や事業所に連絡していただくようになっております。

特にこのような装備は安全対策として最も重要であると考えますが、別府市が購入する車両にはそのような装備はされていますでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

ライドシェアを導入する際の懸念点の一つに、ドライバーに対する犯罪行為や、利用者の安全対策、そして乗降時の後続車などへの安全対策など、問題がありますので、まず、事前決済できる仕組みを導入し、現金を扱わない環境整備を促進させるだけでなく、ドライブレコーダーの設置、歩行者や対向車などを検知するシステム付きの車両の購入、電動格納式大型ステップ、乗降時の手すり、AEDの設置、SOSを外部に知らせる警告非常灯などの対策が考えられますので、先進自治体の事例を参考に、安全対策にはしっかりと準備をしてまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 調べてみますと、平成12年5月3日に福岡、山口、広島県でバスハイジャック事件が発生しておりますが、装備品を含めて、先進自治体等の事例を参考にしていこうということで理解をいたしました。

次に、財政の課題についてであります。

別府市公共交通計画は、令和4年6月から令和9年9月までとなっております。この中の35ページに、別府市内の各バス事業者の令和元年10月から令和2年9月までの経常損益が掲載されておまして、バス会社2社で合計5億3,300円の経常損益が計上をされております。

そこで、別府市の令和6年度当初予算で見えますと、バス会社2社の補助金の合計が654万9,000円となっております。また、現在運行しているタクシー協会への乗合タクシーなど事業委託料の合計は1,640万4,000円となっており、今回新たな交通空白地域対策事業費5,445万4,000円を合計いたしますと、7,085万8,000円となります。比較しますと、乗合バス事業者2社への補助金のおよそ11倍がタクシー委託事業者に必要となりますし、今後さらにライドシェアの導入が拡大するとなれば、多くの予算が必要となっ

てまいります。

今後、路線バスが廃止に至る前に持続可能な事業を考案するのも行政の在り方だと考えますが、今後予測されるライドシェアの拡大に伴う財源の課題についてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

ライドシェアの範囲拡大につきましては、地域住民のニーズに基づき判断すべきものであり、拡大することを前提とした取組ではございません。

また、歳出面につきましては、委託事業者への委託料やアプリ等のランニングコストに伴う費用など、経費の適正化を図り、先進自治体と情報交換しながら、適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

収入面につきましても、安定した利用料金収入を見込む上で、周辺地域や関係団体等と連携し、利用者等の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 経費の適正化を図りながら、先進自治体と情報交換しながら取り組むということではありますが、今後は路線バスの減便や廃止がさらに進むことを鑑みますと、予算が将来的にはさらに増額することなどが懸念されますので、質問をしたわけでございます。また、予算拡大に伴い、公共交通条例の作成など視野に入れていただければと思っております。

それでは次の項目に移りまして、交通不便地域解消実証運行事業についてお尋ねいたします。

この事業は、令和4年度から令和6年度までの別府市総合計画の実施計画にあります。令和4年度1,355万2,000円、令和5年度663万7,000円、令和6年度200万円と計画があり、地域公共交通の利便性向上を目的に、市内交通不便地域の解消を図りますと掲載をされております。担当課において、この計画に基づき事業化していただいている事業も既にあります。令和6年度に計画している今後の事業内容があれば教えてください。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

令和6年6月から、南部地域の移動手段の確保対策を皮切りに、10月をめどに北部地域での移動手段の確保を推進していくため、地域のニーズ調査を実施し、その運用方針などを決めてまいりたいと考えております。

また、昨年度より取り組んでおります扇山地区におけるラストワンマイルの移動手段の確保につきましても、引き続き自治会や交通事業者と協議をしながら、地域にとって最適で持続可能性のある移動手段の確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 令和6年度に向けてしっかり取り組んでいただいていることということで理解をいたしました。今回の浜脇地区のライドシェアと、例えば内成棚田線との結節や、両郡橋や赤松などの交通空白地も今後視野に入れていただきまして、次の項目に移ります。

ひとまもり・おでかけ支援事業についてお尋ねをいたします。

調べてみますと、例えば別府駅西口より鉄輪までの運賃が大人1人330円だったものが390円となっており、およそ2割の賃上げとなっているようです。そこで現在、ひとまもり・おでかけ支援事業により、70歳以上の高齢者に対し、1冊2,000円の回数券が1人12冊まで1冊1,000円で購入できますことで、特に運転免許証を返納した高齢者は大変助かっておりますし、よい支援事業であると考えております。

しかし、御承知のように昨年末より食料品や生活必需品など、物価高騰は続いておりますし、路線バス運賃値上げを考慮して、回数券の販売冊数を12冊から14冊に増やしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

○高齢者福祉課長（入田純子） お答えいたします。

バス運賃の値上がり等により、高齢者の方々の外出の機会の減少も考えられます。ひとまもり・おでかけ支援事業については、物価高騰を考慮しました事業内容を検討し、実施したいと思えます。

- 15番（森山義治） 高齢者の健康増進や交通事故防止、社会保険料の抑止にもつながると考えております。前向きな答弁をありがとうございます。

次に、この回数券の中身は100円が緑色、50円券が黄色、20円券が紫色、10円券が茶色と4種類に分かりやすく区分されておりますけど、この券をもぎ取るときに、もぎ取りにくいという御意見をお聞きしております。

そこでさらに、この色分けはそのままよいのですが、もぎ取りやすいように段違いで改善していただきたいと考えますが、御見解をお尋ねします。

- 高齢者福祉課長（入田純子） お答えいたします。

ひとまもり・おでかけ支援事業にて使用しております回数券の規格を変更した際、対応が可能かどうか、また、作成に係る費用等を踏まえ、検討してまいりたいと思えます。

- 15番（森山義治） 在庫の問題もあるでしょうし、サイズの変更に費用がかかるということで理解をいたしました。

次に、ラッピングについてですが、別府市制施行100周年を県内外にホームページや媒体などで広報し、多くのお客様を誘客することを担当課で計画しているようですが、そのほかに、バスやタクシー、またトラックなどにラッピングをして県内外に広報することも一つの方法だと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお尋ねします。

- 政策企画課長（清末 妙） お答えします。

新年度予算において、市制100周年を広く広報するため、市内を循環して広告効果が高いと考えられる路線バスを想定したバスのフルラッピング費用を計上しております。

- 15番（森山義治） 既に担当課で考えているということで、理解をいたしました。誰もが毎日のように目視できますし、宣伝効果は大きいと考えております。すばらしいラッピングバスに期待をしまして、次の項目に移ります。

子どもたちの路線バス乗り放題についてであります。市制100周年事業の一つとして、子どもたちが思い出に残るように、また様々なイベントに参加をするためにも、移動手段を確保してあげることもよいのではないかと考えます。

そこで、令和6年4月1日より令和7年3月までの期間のうちで、例えば土日祝日、あるいは夏休みの期間中とかに限定するなど、路線バス乗り放題をしていただければ、各イベント会場に多くの子どもたちが参加ができます。子どもはバス運賃は初乗り90円ありますし、事業化していただきたいと願いますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

- 政策企画課長（清末 妙） お答えいたします。

市制100周年記念事業は、その基本方針にも、別府市民、企業、団体が主体的に参画し、100周年を祝うとあるように、あらゆる関係者が参加することにより、これからの100年に向かって地域を磨き続けていく機会となることを目指しております。

別府市制100周年記念事業実行委員会では、委員からいただいた御意見を踏まえて、今後具体化していく事業もございますので、市内交通機関にも御協力をいただきながら、より多くの市民や企業、団体の参画につながるよう進めてまいります。

- 15番（森山義治） 市民総参加ということは理解できますし、ほかにも様々な事業はあるとは承知しておりますが、検討していただきまして、次の項目に移ります。

次に、全国棚田サミットについてお尋ねします。

このサミットは平成7年に第1回全国棚田サミットは高知県梶原町で開催以来、昨年までに28回開催されておまして、令和7年には別府市で開催されることが報道されてお

りました。このサミットの目的と開催内容について、まずお尋ねいたします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

棚田サミットの目的でございますが、棚田はおいしいお米を作る場であるほか、良好な景観や地滑り防止の機能を果たすなど多面的な機能を有しており、保全の意義が大きい農地でございます。一方、人口減少や農業従事者の高齢化、平野部に比べ生産条件が悪いことにより、保全が難しく荒廃化が進みやすいという課題を抱えております。

全国棚田サミットは、このような棚田を保全するため、多くの方に棚田の意義や魅力を知っていただくことを目的に開催をされております。内容といたしましては、例年2日間で開催されており、昨年、和歌山県那智勝浦町で開催されました第28回の全国棚田サミットにおきましては、初日は事例発表、基調講演のほか、4つの分科会に分けて棚田保全に関するパネルディスカッション等が実施されました。2日目には、開催地付近の棚田を中心とする現地見学会が行われております。

別府市で行われます第30回の全国棚田サミットの内容につきましては、来年度に実行委員会を組織いたしまして、その中で検討していく予定となっております。

○15番（森山義治） 棚田サミットの目的や内容については、おおむね理解をいたしました。

また、別府市での開催内容については、令和6年度の実行委員会で決定され、今のところ詳細は分からないということではありますが、別府市の棚田地域においては、以前耕作地であったものの、高齢化や後継者不足、また、担い手不足などにより、過去1年以上作物を耕作せずに荒廃農地となっている土地が幾つも見受けられます。特に、内成の棚田はおよそ1,000枚の田があり、御承知のように日本の棚田百選にも選ばれ、観光名所の一つでもあります。

そこで、まずは別府市全体と棚田地域における耕作面積、耕作放棄地の面積及びその割合と農業戸数についてお尋ねいたします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

農林業センサス等の調査でございますが、令和3年の別府市全体の耕作面積は341ヘクタール、耕作放棄地の面積は138ヘクタールとなっており、その割合は耕地面積が70%、耕作放棄地の面積は約30%となっております。

棚田地域におきましては、耕作面積が116ヘクタール、耕作放棄地の面積は36ヘクタールとなっており、その割合は耕地面積が約76%、耕作放棄地の面積は約24%となっております。

また、農家戸数でございますけれども、353世帯でございます。

○15番（森山義治） 農業戸数が353世帯で、耕作面積は341ヘクタール、そのうち、耕作放棄地がおよそ全体の3分の1あるようではありますが、今後は人口減少や高齢化の進展、特に不安定な収入や燃油の高騰などにより、さらに増えることが考えられます。

そのような状況の中で、別府市で開催予定の棚田サミットにおいては、全国各地から関係者が集い、棚田地域の現状や課題など、さらに棚田の保全や活用方法に関して情報交換や情報発信、また今後の検討などを行う場であると考えております。

そこで、開催地である別府市が現在行っている農地保全に向けた支援や、耕作放棄地対策についてお尋ねします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

持続可能な棚田地域の保全に向けて、今年度から棚田地域の保全を目的に、保全に必要な農機レンタルの無償化事業を開始いたしました。また棚田イベント湯のまち棚田マルシェの実施により、棚田を身近に感じてもらい、棚田保全の必要性をPRしております。

さらに、農業者が田植えや稲刈りなどの農作業の委託を行った際に係る費用の一部助成や、景観保全を目的とした取組として、地域が希望する景観作物の種子の提供など、棚田

地域の景観保全や耕作放棄地の増加を防ぐことを目的とした支援等を行っております。

- 15番（森山義治） 今、部長が答弁したようなことを、このサミットの中で発表されるとは思いますけども、しっかり取り組んでいるということで理解いたします。また、農機具レンタルの無償化事業を開始したとのことで、生産者は大変助かっていると察しますし、サミットに向けて準備していることは理解できました。

しかし、平地での耕作に比較いたしますと、まだまだ農業機械が入りにくい棚田もあるでしょうし、手作業となると、腰や肩など痛くなって苦勞が多いことを考えます。景観保全も重要なこととございますけども、基盤整備を視野に入れることも大事であると考えます。今後も小規模農地のメリットを生かし、品目数が増やせる小規模多品目栽培や、令和6年度予算に計上されております、農家と飲食事業者をマッチングさせる農業振興策については、担当職員が生産者の声や飲食業店主の声をしっかり現場で聞き取りながら、マッチングさせるまでに大変御苦勞があったと思いますし、よい事業であると考えます。新事業のようでございますので、引き続き頑張ってくださいますことをお願いをいたしまして、次の項目に移ります。

次に、森林環境譲与税と今後の計画についてでございますが、森林環境譲与税は令和元年度に導入され、前倒しとして、これまで各市町村に譲与されてまいりましたが、御承知のように、いよいよ森林環境税として、令和6年度から国内に住所がある個人に対して、個人住民税均等割と合わせ1人年額1,000円が徴収されることになりました。この税は林業担い手不足や、所有者や境界が不明な土地により経営管理や整備に支障を来すために地方公共団体による間伐や、林道整備などの費用に充てるものと理解をしております。

この森林環境譲与税については、平成30年の第4回定例市議会で一度質問をいたしました。先ほど述べました全国棚田サミットは令和7年に開催予定のようですので、景観や環境の観点から、主要道路に面する森林整備も重要であると考えます。

そこで、令和5年度までの譲与された合計額及び執行率、これまでの事業化した主な事業についてお尋ねいたします。また今後の計画もよろしくお願ひします。

- 観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

森林環境譲与税の配分額でございます。令和元年度から令和5年度までの5年間の合計額は6,871万9,893円でございます。執行率につきましては99%でございます。

主な事業でございますが、観光地にふさわしい景観を考慮し、九州横断道路沿いの荒廃竹林整備、広葉樹の植栽・間伐等の森林整備を実施いたしております。

今後の事業計画でございますが、棚田周辺の広葉樹林化、込み過ぎた森林の間伐等を行い、里山林整備を実施する予定としております。

- 15番（森山義治） ありがとうございます。大体よく分かりましたので、しっかり今後もし取り組んでいただき、今後の全国棚田サミットの成功に期待をしているところでございまして次の項目に入っております。

それでは御承知、次に中国烟台市との友好都市、都市間交流についてでございますが、御承知のように1972年9月25日に日中間の国交正常化、また、別府市は1985年7月26日に中国山東省烟台市と友好都市となり、39年目となりますし、令和7年は節目の40周年となります。

さらには民間交流として、別府市日中友好協会が1968年6月26日に発足し、今年で56年目となります。歴史の移り変わりはありますが、今日まで民間交流に御尽力いただきました方々に対しまして、敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。会員は現在20名ほどで構成をされており、毎月1回の理事会、毎年8月には定期総会を開催しております。別府市は烟台市以外にも、姉妹都市として都市間交流を行っておりますが、コロナ禍において交流が途絶えていることが懸念されております。

そこで、過去3年間において、どこの国へ何回公式訪問に行ったのでしょうか。また、どこの国から公式表敬訪問があったのでしょうか、それぞれお尋ねします。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

過去3年間での姉妹都市などからの公式訪問はございませんが、別府市から姉妹都市への公式訪問につきましては、コロナ禍が明けたことから、令和5年度にイギリス、バース市、及びニュージーランド、ロトルア市をそれぞれ1度訪れております。

○15番（森山義治） 烟台市への公式訪問につきましては、聞き取りのときに令和6年度内に予算計上していただいているということで理解をいたしました。また、先ほどの答弁につきましても理解をいたしました。

次に市民参加の公式訪問についてであります。烟台市への公式訪問団の予定に合わせて、幅広い市民が自費で訪問することができれば、市民レベルでの相互理解や交流を深めることができるのではないかと考えております。とりわけ令和7年は、烟台市と友好都市締結40周年を迎えます。

そこで、烟台市からチャーター機による別府市への観光誘客、誘致を視野に入れてみてはどうかと考えております。多くの航空便を友好都市の市民や県民が同時にシェアするとなれば、低廉な価格で観光交流ができるものと期待しているところであります。

このような観点から、今年度公式訪問をする際に、ぜひとも市民訪問団を市報などで参加者を募ると同時に、帯同させていただくことで、双方が満足できる事業になればいいのではないかと考えております。また、観光事業者にとっては参加を呼びかけるとともに、低コストで令和7年の烟台市との40周年に向けた誘客PRが可能となることは考えられますけど、御見解をお尋ねいたします。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

令和7年度に、烟台市との友好都市提携が40周年の節目の年を迎えるに当たりましては、次年度の公式訪問を踏まえ、今後協議してまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 令和6年度はもう間に合わないということですね。そういうふうに理解をいたしましたけど、来年は40周年という節目でありますので、しっかり協議していただきますようお願いいたします。

次に、大学生とのオンライン交流会についてであります。大学生オンライン交流会は別府市と大分市にある全ての大学、短期大学、高専が参加する実行委員会で実施するもので、大分市と友好都市である中国武漢市の大学生と日本語でオンライン会議を行うものであります。テーマは双方の学生が決めることとなっております。昨年は、持続可能な社会のためにと、私たちが望む日中友好の未来をテーマに、3時間にわたる率直な意見交換を令和5年11月25日に大分市のホルトホールにおいて開催をしております。別府市からは、文化国際課の課長、そして別府市日中友好協会会長、また、武漢市の学生が10名と、大分大学やAPUの学生が9名参加をしております。

このオンライン交流は別府大学名誉教授関谷様が進行を務め、別府市はオブザーバー参加でありましたが、このときに別府市の観光名所のCDの映像を流しております。烟台市には4年制の大学は7校あるとお聞きしておりますし、令和6年のオンライン交流会には、友好都市間交流の一環として、烟台市で学ぶ学生にも参加してもらい、そしてしっかりとお話をしていきたいと思っておりますけど、今後その対応について御見解をお尋ねします。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

オンラインではありましたが、実際にお互いの国に興味を持つ学生たちが日本語で会話し、距離を縮めていく状況を拝見させていただき、海外との交流はオンラインであっても、学生にとって大変有意義な機会だと考えます。令和6年度に烟台市を公式訪問する予定も

あることから、今後の様々な交流事業につきましては烟台市との協議が必要であると考えております。

- 15 番（森山義治） 実は、私も日中友好協会の事務局長をさせていただいておまして、行く予定にしていたんですが、急遽行けなくて、課長さん遠くでね、大変だったでしょうけども、お疲れさまでございました。今後しっかり協議をお願いいたします。

別府市には、令和 5 年 5 月 1 日の資料によりますと、市内 3 校の大学に中国からの留学生が 528 名もいらっしゃいますし、現在、少子高齢化や情報化、また国際化が叫ばれる中で、中長期的なアクションプランがさらに必要ではないかと考えております。その一つに、2 年おきに中国の中学生と日本の中学生が中国北京市で開催していた卓球交歓会も、コロナ禍もありましたけれども、10 年以上途絶えております。前回は別府市代表で、卓球では全国的にも有名校であります明豊中学から代表者が参加をしております。

また、海外からの観光客、留学生の企業、ラグビーワールドカップや芸術イベントなど、別府市の活性化につながる事業も起きているのも事実であります。別府にしながら、世界に目を向ける企業団体や市民をサポートし、別府市の新たな都市活力を創出し、別府市においての、さらに多文化共生に向けた計画的なハード整備と、終期のある時限的な助成制度といったソフト整備を通じて、人員、予算の効率的な事業を確保すべきだとも考えます。本日質問した友好都市間交流もこの中に位置づけていただきまして、今後も戦略的な計画の策定とその実施を願います。

実は、昨日これを読み取りをしたら 1 時間以上になりましたので、ちょっと早口になりましたけど、今、ライドシェアに戻りますけども、国のほうが 6 月までにいろんなものを、時間帯とか全体的にいろんなものを法律から変えようとしております。今忙しくてなかなか前に進んでいないようですけども、別府市は一生懸命地域住民の意見を聞きながら、そして移動手段の確保をさせていただいていることを、慎重にやっていたいただいているということを理解しておりますので、今後とも、移動手段の確保をよろしくをお願いをいたしまして、今日の質問を終わります。

- 11 番（安部一郎） 自民新政会の安部一郎です。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑の前に議長、資料の配付の許可をお願いしたいと思ひます。

- 副議長（日名子敦子） 許可します。

- 11 番（安部一郎） 早速質問に入ります。別府市の契約について、土地の貸付け・売払いについて質問させていただきます。

旧朝日出張所跡地、別府市立山の手中学校跡地、別府市公設卸売市場について、令和 4 年 3 月に別府市跡地等利活用方針を策定していますが、この 3 か所について今後どのようにしていくか、予定を教えてください。

- 次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

それぞれ利活用方針に基づき事業を進めており、先日、ほかの議員の質問でも答弁いたしました。旧朝日出張所跡地につきましては、昨年事業者の公募を行いました。事業者が決まらず、令和 6 年度前半に再公募を行う予定。山の手中学校跡地につきましては、今年の 1 月に対話型サウンディング調査を行い、この調査結果を参考にして、今後利活用についてさらに調査を進めていく予定です。別府市公設卸売市場につきましても、利活用方針に基づいて対応を検討しているところです。

（議長交代、議長加藤信康、議長席に着く）

- 11 番（安部一郎） 皆さん、資料の 1 を御覧ください。

資料の 1 に書いてあるのは、山の手中学校跡地の報告書でございます。上の囲み、ちっちゃい部分が、市民、地域の住民の声です。(2)の部分が業者の声です。俗に言うサウンディング調査になぞったものだと思います。サウンディング調査を今後行っていく、サウンディ

ング調査は、事業者の意見を聞くものです。土地や施設は市民の活用があって成り立つものだから、土地の活用方針を決めたり、見直す際にはパブリックコメントを行ったり、市民の意見を取り入れたり、また財産活用方針には有効利活用の検討に関わる調査研究で、例として、有識者の検討委員会の設置などが上げられています。有識者会議を設置して、専門的知見を取り入れてはどうでしょうか。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

財産の取得・管理・処分につきましては、地方自治法上、長が権限を有するのが原則とされており、別府市財産活用基本方針に基づき、未利用等の市有財産における有効活用について、公共施設マネジメント推進会議で審議し、方針を定めております。

方針の決定や変更等につきましては、別府市財産活用基本方針に基づき、必要に応じて適宜判断するものと考えております。

○11番（安部一郎） まさに今、適宜判断する時期に来ていると思います。

資料の11を御覧ください。

左下のPDCAサイクルとは違う、AARサイクルについての考えが述べたものです。行政の欠点は、一応決めたことをなかなか方向修正しないことだと、私はこの2期やって思うことがあります。このAARサイクルというのは、サイクルの途中で柔軟に計画を修正することが基本となっています。なぜこのような入札結果になったのか、有識者に聞いてみる価値はあると思いますし、また市民の声、パブリックコメントを開くことをぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

資料の2ページを御覧ください。

有効利用策の検討は様々な取組で明らかになるようになりました。丁寧な行政運営に評価するところであります。公共施設マネジメントにおいて土地の処分を決定する、その後、財産活用会議で詳細を決定し、市長の決裁を仰ぐとなっています。そのために必要なのは会議録です。過去においてその中で、別府商業高等学校の跡地で売ることを前提に会議が行われています。売るまでの売却を決めた経緯が分かる議事録はありませんでした。なぜ不要になったのか、なぜ売るようになったのか、なぜ貸すようになったのか、なぜ再利用するようになったのか。決定までの過程の議事録が必要だと思います。そしてどのような形で売なのか、貸すのか、条件等を詳しく明記すべきだと思います。どの時代の誰が見ても分かる議事録が必要と思われまます。

昨年の12月議会で問題となった、旧南幼稚園跡地の売却に関する財産活用推進会議の会議録を見させていただきましたが、ほとんど情報はありません。会議の内容が悪いのか、議事録が悪いのか、会議の議事録や交渉相手との協議録の充実が必要だと思います。

いま一度問いますが、別府市財産活用方針に従った行政運営を心がけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

議事録につきましては、令和2年度に定めました別府市会議録作成要綱に基づき、会議録の作成を行っております。会議の内容は、原則として要点を記載するものとし、会議の経過及び結果が容易に理解できるよう簡潔に表現するものとしており、どこまで詳細な記録を残すかにつきましては、その会議や協議の性質、重要性等様々な事情を考慮し、総合的に判断すべきものと考えております。

また、財産の利活用につきましても、令和3年5月に改定いたしました別府市財産活用基本方針に基づき、基本的な処理手順に沿って、活用方針の決定等を行っております。

○11番（安部一郎） 資料要求をしました。2ページ目を御覧ください。

これが当時の議事録でございます。前総務部長は、民間議事録を参考に、精度の高い議

事録を作成すると、この議会で発言していました。今の答弁を聞くと、ちょっと後退したかなと感じています。後世いかなる問題を見ても、当時の対応がはっきり分かる議事録作成を望みます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、株式会社イズミとの契約について質問させていただきます。

資料の4、5を見てください。

協定書第7条と第10条をよく見てください。株式会社イズミとの協定についてお尋ねします。事実確認を確認いたします。ゆめタウン別府が開業したのが平成19年11月です。別府に進出するに当たり、平成18年、立地に関する協定を結んでいます。この協定書には、地域を活性化させるため、中心部に人を集めるということで、歩道橋、シネマコンプレックス、美術館、熊八翁記念碑（仮称）を設置するとなっていましたけれども、不履行となっています。併せて、循環型のバスも運行するとしていました。これは最終確認ですが、今後履行は求めないということですのでよろしいのでしょうか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

各種の取組計画でございますけれども、こちらは約束事項と努力目標がございまして、第1期計画が約束事項で、16項目のうち歩道橋の設置と循環型バスの運行の2項目ができていないと認識しております。

第2期計画は推進に努めるものとするという努力目標で、5項目のうち、シネマコンプレックス、美術館、足湯、共同立体駐車場の設置の4項目ができていないと認識しております。

本年2月の9日でございますが、別府市と株式会社イズミは未来志向により、地域社会の活性化を一層促進し、別府で暮らす人々の幸福度の向上を図ることを目的に、包括連携に関する協定を締結いたしました。協定の第2条では、目的を達成するために、10の項目について連携し協働することとなっております。また、協定の第4条では、平成18年6月2日付、複合商業施設の立地に関する協定書に定める各種取組計画に関し、本協定の締結をもって、これを発展的に解消するものとされております。

○11番（安部一郎） 発展的に解消したということですね。市長におかれましても、苦渋の判断をされたと推察いたします。

資料6を見ていただきたいと思います。

大分県の商業統計調査の平成14年から平成28年の卸売業、小売業の大分県全体の事業所の数と、別府市の事業所の数です。平成14年から平成28年にかけて、事業所の減少率を表しております。大分県の平均はマイナス25.2%、別府市は何と33.0%となっております。大分県全体でも、別府市のほうが一段と高くなっております。過去市長が言ったように、コンビニだけが増えるような状況になりました。今、別府はオーバーストアの状態です。商店街は瀕死の状態、本年度、流通や消費の調査をしているということでございますが、その調査の結果を踏まえて、商店がにぎわう施策に取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業政策課長（大町 史） お答えいたします。

市内事業者を対象とした流通調査や、個人を対象とした消費行動調査の結果を共有しながら、今後においても、商店街だけでなく、地元の中小企業の振興のための施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎） ぜひ課長、この前協議のときに言ったように、現場に下りてきていただいて、生の声を聞いていただきたいと思います。

そして市長、中心市街地から要望がありますようなので、また後日御連絡しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、公園行政について質問させていただきます。

図書館の建設予定地の整備について、記念植樹について質問いたします。熱海市、韓国済州市の姉妹都市の記念樹が建設敷地内にあります。その記念碑は、何と倒れたままになっています。新図書館の建物ができると、市民の目に触れる機会が少なくなるようでございます。海外の都市を訪問し、別府市が記念植樹したものがこのような扱いを受けていたら、非常に残念な気持ちになります。図書館建設が進む中、今後どのように管理していくのか、教えてください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

姉妹都市熱海市の記念樹、熱海桜、それから国際交流都市大韓民国済州市の記念樹、吉野桜、ともに市役所の西側でございます別府公園北側駐車場ののり面の上に植樹をされております。

これらの樹木につきましては、今後関係部署と連携をいたしまして、外構工事の段階で多くの市民の目に触れる場所への移植を計画したいと考えております。

○11番（安部一郎） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、樹木医について質問させていただきます。

図書館建設に伴う文化ゾーンの樹木の計画に関してはどのように進めてきたのか、樹木医に相談したと聞いております。今の計画では文化ゾーンの松ほどの程度残るのか、説明してください。

○教育政策課参事（浅井建二） お答えいたします。

令和3年度から実施した基本設計・実施設計の委託業務において、設計事業者が専門家と現地調査を行いました。また、現地調査は、教育政策課並びに公園緑地課の職員も一緒に調査をいたしました。

松に関しましては、令和5年第3回市議会、厚生環境教育委員会でプロット図により御説明しましたとおり、実施設計時において保存するもの、移植するもの、生育不良や安全確保上撤去するものに区分いたしまして、できる限り松を残せるように設計をし、現在の計画に基づいて整備を進めております。

○11番（安部一郎） 今答弁のあったとおり、委員会ではとても分かりやすい資料と説明を受けることができました。ここは知つてのとおり、日本の歴史公園100選の公園であることを再認識していただいて、工事において、根固めによる松枯れのないように十分注意していただきたいと思ひます。

それでは、温泉神社前の公園について質問させていただきます。

配付資料9を御覧ください。

この写真のとおり。現況はとてもひどいものであります。340万円ものお金を使い、ほとんどの木を伐採しています。今後、何かの開発予定があるのでしょうか。

ここにつながる道路の整備が始まりました。用地買収も行われます。その理由を尋ねると、地域住民の事故防止のためということです。その地域住民にとっては温泉神社か、この公園に行くための道路です。その公園がこのありさまでは、道路整備の理由が成り立ちません。せめて昔あったようなベンチぐらいを整備して、展望公園として復活を願ひますが、いかが思われますか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

温泉神社前の公園につきましては、通称展望公園という公園となっております。昨年、地域の住民の代表の方の要望により、木の伐採と剪定のほうを行っております。また、ちょうど同じ時期に、公園に隣接する民間の土地にもたくさんの木が生えてたんですけど、そちらの木も土地所有者の方が切って、現在非常に見通しのいい公園となっております。

現在、公園整備の予定はございませんが、その公園にアクセスする道路の安全が確保されて、また今後、公園利用者が増えるのではないかとということでございますので、今後、

その利用状況については確認していきたいというふうに思っております。

○建設部長（山内佳久） お答えいたします。

今、課長のほうが答弁いたしましたことに、ちょっと追加で補足の説明ということでございます。

今、答弁のとおり、温泉神社前の公園の整備、これにつきましては課長答弁のとおり今、整備の予定はございません。しかしながら、新年度予定しています都市公園調査委託業務を行う中で、市内の公園全体の整備方針を検討するというふうに予定しております。

また今現在行っております道路の工事でございますが、昨年の6月の豪雨、それと8月の台風により落石と小規模な土砂の崩壊がございましたので、その災害復旧ということで工事をいたしております。

○11番（安部一郎） 写真で示したとおり、僕が言われるまでひどい状況でありました。ぜひとも、日々の中で市民の声を聞きながら公園を見届けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、春木川公園について質問します。

現状はどのようになっているのか、御説明願います。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

春木川公園につきましては、昨年度、東側エリアにつきまして一部供用開始をしまして、西側エリアにつきましては、今まで議会の中で物価高騰による内部協議が行われているということでの答弁をさせていただいております。

そういう中で、よくこの事業がなくなったのではないかという問合せもかなり受けておりますが、現在事業を進めていくために前向きな協議が進んでいるという状況でございます。

○11番（安部一郎） 3月中と言ってましたが、その発表はいつ行いますか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

前回の議会の委員会で、この春木川公園の方向性については3月中には行うということでございました。3月、残り10日ほどしかございませんが、今月中に公の場で発表したいというふうに考えております。

○11番（安部一郎） おっしゃったとおり、あと10日しかございません。

1つ、お願いがあります。この手の類いでよく発表される手段として、市長の記者会見ががございます。我々議員の一番困るのは、記者会見をされて、それがマスコミ発表されて、マスコミが発表されたものを市民が見て、市民から議員への問合せがわんさか入って、そこに答えられない私たちがいることが多々あります。ぜひとも、この春木川公園は所管事務調査の対象事業でもありますので、その中で説明していくこともできますけども、そういう考えはございませんか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

所管事務調査や全員協議会等については、こちらの当局のほうで招集する権利がございませんので、今のところは考えておりません。

○11番（安部一郎） この春木川公園については議会にも問合せがメールで来たり、いろいろしていますので、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

この事業所は、協議されていない放課後児童クラブを開設するとチラシを作成して、ホームページでは夏オープンするとしていました。放課後児童クラブの現状は、供給過多で施設が余りある状態であるという意見書が別府市から大分県に出ています。この状況の中で、建設許可を出すのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

計画の内容につきましては、最終的には確認はしていきたいというふうに思っておりますが、パークPFI事業は公民連携事業になりますので、民間の部分に関してはある程度営業の戦略等があって、広報の仕方がまた民間のほうに一部委ねられているところもありますが、今後工程がしっかり決まりましたら、その工程に沿って発信の内容等も確認していきたいというふうに考えております。

- 11番（安部一郎） もう一度言いますよ。提案もしていない、協議もしていない事業を勝手に宣伝し、やるとしてらるんです。地域課題の解決として求められているのは、買物施設、スポーツ施設です。提案に沿ったものを早急に作っていただきたいのと、今言ったとおり、今、放課後児童クラブは過多になっているという意見書を別府市が大分県に出している状況です。なぜ、またそのようなものを許可するかというのが僕は分かりませんが、ぜひそのことを鑑みて協議していただきたいと思います。

上人ヶ浜公園に移ります。

市民の皆様は、配布資料を御覧ください。

市民の皆様に見てもらおうこの配布資料は、皆様7ページでございます。これは、令和5年度、政策企画課が実施したまちづくりに関する市民意識調査の報告書の抜粋です。あなたが公園に望む機能は何ですか。「緑や花を眺め、ゆっくり過ごせる憩いの場」が58.7%で最も多く、次いで「ウォーキングなど健康づくりの場」が47%と続いています。居住別に見ると、中部地区では、「緑や花を眺め、ゆっくり過ごせる潤いの場」68.1%、青山・東山地区では、「ウォーキングなど、健康づくりの場」が56.1%、北部地区では、「子ども遊び場」が52.8%、それぞれのほかの地区より高くなっています。決して商業施設を求めるのではないということです。公園は公園であるということで、公園とは、人が寄り集まり、自由に入れる空間、誰かの独占によってはならないという論文も出ています。

今、全国でも問題というふうになっておりますが、神宮外苑の再開発に待たがかかり、明石公園の樹木の伐採も中止になり、大阪城公園は商売ありきの木々の伐採が今となって問題になっています。切られた樹木はそう簡単に戻らないと思います。

その上で、上人ヶ浜公園の質問をいたします。詳細設計はいつできますか。

- 公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

現在、詳細設計につきましては、公園緑地課と最終的な協議を行っているところでございます。

- 11番（安部一郎） いつ頃、また発表されますか。

- 公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

内容につきましては、先ほど春木川公園について今月中に公の場で発表するというふうに言いましたが、そのときに同じように発表したいと思っております。

ただし、パークPFIの手続上、まだ公募設置の許可書までは至っていませんので、公表する内容につきましてはまた事業者と話をし、公表できる範囲での発表となると思います。

- 11番（安部一郎） 昨今のニュース報道で、部屋の数とか施設の内容がもう出る出ますので、それはまだ設置許可を認めたわけじゃないということですね。

- 公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

まだ、事業者との協議の中で設置許可というのはまだ認めておりませんが、報道で発表されたのはそういった内容で、今市と協議を行っているということでの発表だと思っております。

- 11番（安部一郎） 先ほどの春木川公園でもあったんですけども、丁寧な説明を求めますけども、聞き取りの中でホームページ等でも説明するというところでございますけども、詳細設計ができると分かるとされていた駐車場の問題や、利用時間の問題、市民の利用でき

るスペースなど、希少植物、伐採樹木、遊歩道など数々の問題があります。ぜひとも丁寧に説明し、理解を求めるか、変更することができれば変更していただきたいと思いますが、市民に対して、特に地域住民に対して、改めて説明する用意があるかということと、もしその中で不具合が起きた場合、設計変更することができますか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

情報の計画の公表につきましては、先ほど説明しましたとおりホームページ等での公表というのは今までのパーク P F I でも同じ手法で行っておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

設計変更につきましては、事業者のほう計画や設置管理許可に関する変更の届出が出れば、こちらの公園緑地課のほうでその内容を精査して、また変更の許可というそういう形になるかと思っております。

○11番（安部一郎） 地域説明会はもう開かないということであれば、それを丁寧に進めていただきたいと思っております。

この地は我々の先祖が守り続けた別府唯一の原生林です。希少植物も自生しているところでもあります。環境課が看板を立てて、希少植物、樹木の保護をうたっています。図書館建設のように、樹木の伐採計画等伐採される木々の説明がありました。危険な樹木、倒れるであろう樹木の伐採による木々の説明と本数と移植する樹木等の詳しい説明を、この上人ヶ浜公園ではやるのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

今まで、地元説明会等で説明している樹木の伐採の内容につきましては、まず、旧美術館の外構にあった植樹松に、松の木等が生えておりますが、そちらに関してはもう植樹松がかなり傾いたりして危ないので、そこはもう松ごと樹木を撤去するようにいたします。

また、砂湯につきまして、浴槽が2倍以上になるという計画になっておりますので、そこに該当する部分の松の木等についても撤去ということになります。それ以外に関しては、倒木のおそれがある木、または枯れるおそれがある木ということに関しては撤去いたします。

それ以外に関して、図書館は文化ゾーンにかなりの大きな建築物ができるので、前もってそこに生えてる木に関してはいろいろ計画を立てていくということですが、上人ヶ浜公園に関しましては、大きな建築物としては砂湯とレストランで、それ以外はコンテナハウスやコンテナショップの設置になりますので、前もって木を切るのではなく、なるべく残す方向で施工しながら、もし残せる木があれば極力残すというやり方で施工していこうと思っておりますので、図書館のように前もっての計画ということは指し示していないという状況です。

○11番（安部一郎） そこをぜひとも、ホームページで説明できると思っております。絵を使って、そこを説明していただきたいと思っております。

それと、もう一回切ってしまったらもう取り返しがつかなくなるんですね。その論議もちゃんとやっていただきたいと思っております。

それでは、別府公園東駐車場について。その前に、図書館の跡地で、絵が出てきたんですけど、その切る木、守る木、移植する木という絵が出てきたんですけど、そういうのというのは担当課のほうで、上人ヶ浜公園は作らないんですか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

上人ヶ浜公園につきましては、先ほど説明したとおり、配置計画というのは計画の中で把握していますが、その中でも施工しながら残せる木はなるべく残すということで施工していきますので、図書館で提示したような計画ということは今作っておりません。

○11番（安部一郎） ちょっと不安が残りますが、次の質問に参ります。

それでは、別府公園の東駐車場について、収支を教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

別府公園東駐車場につきましては、駐車場料金、歳入につきましては1,150万円、また歳出ですね、委託、警備であったり機械のメンテナンス等の委託の料金が年間約500万円となっております。

○11番（安部一郎） 指定管理を予定していたところです。議会の指摘を受けて、今自主営業して十分な利益が出てると思いますが、これをまた委託するとまたさらなる利益が出ると思しますので、ぜひとも検討してもらいたいと思います。

駐車場について、教育長、御存じのとおり、毎週のように陸上競技場の駐車場が満杯です。ソフトボール大会、軟式野球大会、ウエートリフティングの大会、毎週のように重なって止め場がなくなっています。今度4月7日は、その大会に合わせて市制100周年の記念事業もあります。この松林がなくなった後どうするかということで、総合振興センターさんと打合せして、今我々議会が車を止めてる消防署の近くの駐車場とか、そこを分担して分けてこの大会を乗り切ろうとしております。

この件に関しては、市長にも僕直接相談をさせてもらいました。今、市長も随時、周辺の検討に入っていると聞きましたので、これはもう別府市全体の問題でもあろうかと思えます。ビーコンプラザのイベント、別府公園でやるイベント、それに対しても必要な施設だと思しますので、毎週のように混んでいる陸上競技場の駐車場等もう一回整理していただいて、市長を中心に対応していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それでは、的ヶ浜公園について説明します。

1,600万円もかけましたこの調査費用、どのような調査結果が出ましたか。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

的ヶ浜公園につきましては、テルマスの建物調査等を行いました。そちらの敷地駐車場を含めて、全体を公園整備として今後やっていこうということで方針が決まっております。

○11番（安部一郎） 私はちょうどこの的ヶ浜に住む住民として、一番聞かれます。どのようになるのか、上人ヶ浜公園みたいになるのか、春木川公園みたいになるのか、皆さん興味を持っていますので、適時決まり次第報告していただきたいと思えます。

それでは、プロポーザルの契約について質問します。

地方公共団体の契約は、地方自治法234条1項に規定のある一部競争入札が原則であり、プロポーザル方式は一般競争入札の例外的な扱いである随意契約を行う上での一つの指標だと理解しているが、間違いのないと思えます。

また、その例外的な扱いであるプロポーザル方式により事業者を選定する場合は、各応募者から企業提案書等を提出させ、その企画、提案内容について審査委員会を開き、適正かつ公正・公平に審査し、事業を選定していると思えます。選定された事業者の企画提案は、どういう位置づけだと執行部は認識していますか。

○総務部参事兼契約検査課長（立川 誠） お答えいたします。

プロポーザル方式は随意契約を行う上での一つの手法であります。プロポーザル方式は、最も優れた具体的な設計案などが評価・選定されるコンペ方式とは異なり、対象業務に対する発想や課題解決方法及び実施体制等を審査し、当該業務に最も適切な事業者を選定するものであり、この事業者を審査・選定するために事業提案書を提出させるものであります。

各応募者から提出された事業提案書を審査し、最も適切な提案として選定されたものを優先候補者とし、この優先候補者決定から契約締結までの間に、提案内容の協議を本市と行い、その協議結果をもって仕様書等が確定され、契約締結に至ることとなります。した

がいきまして、この契約時点から確定された仕様書等に基づき、契約内容の履行が開始をされます。

- 11番（安部一郎） 今、執行部から答弁があったように、優先候補決定者から契約締結までの間に、市と事業者が提案内容の協議を行い、仕様書として確定され、契約締結に至り、この契約時点から契約内容の履行が開始されるということでもあります。

それではお聞きしますが、選定された事業者が契約内容を履行できない、いわゆる契約不履行になった場合、市はどう対応しますか。

- 総務部参事兼契約検査課長（立川 誠） お答えいたします。

優先候補者と協議し、契約内容を確定させ、契約締結を行った後、契約不履行などが起きないように、事業担当課は契約内容が適切に履行されたか、またはされているかの確認を発注者の責務として捉え、履行確認に取り組まなければなりません。

また、事業者が契約締結後、その者の責により契約内容が履行できない場合の措置として、減額変更契約、契約解除、損害賠償の請求または競争入札参加資格の制限を行うことができる規定等を広告募集要領、契約書等に記載することとしております。

しかしながら、感染症による世界的大流行やロシアのウクライナ侵攻、また中東地域の紛争などによる社会経済情勢の変化により、契約内容の業務が履行できない不測の事態が生じた場合においては、本市と事業者で協議を行い、その結果を書面に記載し、双方で取り交わすものと考えております。

- 11番（安部一郎） 契約解除、損害賠償の請求または競争入札参加資格の制限を行うことができる規定等を、広告募集要項、契約書等を記載することになっておりますと答弁がありました。パークPFI事業においてそのことがしっかり明記されていないと思います。

春木川公園の遅れは、今説明のあった感染症による世界的大流行やロシアのウクライナ侵攻、中東地域の紛争などによる社会経済情勢の変化によるものだったのでしょうか。私が調べたところによりますと、この事業の採択日は令和3年12月22日、ロシアの侵攻は翌年の2月24日でございます。それと感染症の、この令和2年4月16日から4月、令和4年の2月20日の間、別府市市民会館大ホールの改修、山の手小学校の運動場の大規模改修、市民ホールの電気設備工事、この他全て施工できています。令和5年度8月30日に完成した別府市新学校給食共同調理場整備事業にも完成しております。ぜひこの状況も含めて、協議の参考にさせていただきたいと思います。

別府市プロポーザル方式の実行、実施に関するガイドラインや同運用では、契約不履行についての取扱いがきちんと定められているにもかかわらず、実際の各事業では供用開始の遅延など、このガイドライン及び運用が守られていない問題があると思います。今後、市として、プロポーザル方式により事業者を決定し、事業を推進する際、これらの問題についてどのような対策を取っていきますか、教えてください。

- 総務部参事兼契約検査課長（立川 誠） お答えいたします。

これまで契約検査課におきましては、プロポーザルガイドライン及び同運用につきましては、職員を対象に複数回研修会を開催し、併せて事業担当課がいつでも参考とできるよう、ガイドラインや各種様式の作成例なども共通様式化しております。また、事業担当課から相談協議の申込みがあれば随時対応しております。

今後につきましても、ガイドライン及び同運用の取扱いについて、研修会等を開催し周知徹底を図るとともに、引き続き関係各課に対する業務支援を行ってまいりたいと考えております。

- 11番（安部一郎） 契約検査課は苦労があると思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

近年、従来型の価格による競争方法からプロポーザル方式をはじめとする提案型の多種

多様な契約が増えており、先ほど、これらの契約に対して、契約検査課としては引き続きバックアップしていくとの答弁がありました。今後、契約検査課1課で全部局の契約を支援するというのは、本来業務もあり、難しいのではないかと危惧しています。

そこでまた改めて提案しますが、多種多様な機能に対応すべく、専門的な部署を設ける必要があると思いますが、いかがですか。

○副市長（阿部万寿夫）本市の機構に関する質問でございますので、私のほうからお答えをいたします。

ただいま議員より、提案型のプロポーザルをはじめとする各課における多様な契約に關しまして、その契約事務を支援する専門的な部署の設置につきましての御提案をいただきました。しかし現在のところ、そのような部署の設置については予定をされておりません。

先ほど来総務部参事が答弁しておりましたとおり、各課が行うプロポーザルなどの案件につきましては、現在、契約検査課がその契約事務支援を行っているところでございます。今後も引き続きまして、プロポーザルなどの特殊な契約方式につきましては、庁内における協議窓口を総務部契約検査課といたします。事業によりましては、公募要件の整備や関係事案の調査、または選定委員会関係事務など、公募から契約締結までの事務処理を的確に進めるため、必要に応じて発注者支援業務を専門業者に業務委託するなど、その適正確実な運用を期してまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎）阿部副市長、実はこのやり取りは2回目なんですよ。そこに座らられてた大分県から来られた阿南副市長とがながんやり合った経験があります。

そしてね、別府市の行政の契約には、私が思うに不適切な契約があり、随意契約やプロポに関して問題があると指摘してきました。このような契約を見逃すと不正につながると私は述べ、その後水道局の不正事件が起きた次第です。大分県での行政経験を持つ豊かな知見で、別府市の契約の在り方を点検してくれと、当時阿南副市長にお願いした記憶があります。

先ほど指摘していた発注者支援業務を専門業者に業務委託するという答弁でしたが、発注者支援業務をしていないのが公園のパークPFIと競輪事業部だけなんです。その競輪事業部においては、20億円を超える事業の審査委員長を、当初職員が務めています。学識経験者としての定義と限られた人選もしております。総務課は12月の議会で、担当課で判断すると言っていました。それで本当にいいんでしょうか。もし答弁があるなら、副市長、続けてどうぞお願いします。

○市長（長野恭紘）では私から。

議員、言葉はちょっと気をつけたほうがいいと思います。でたらめと思われるとか、不適切ではありませんので、そういった発言は、過去もありましたから、議事録の削除等ありましたよね。ですから、我々が不適切と思われるようなそういう発言については謹んでいただきたいというふうに思います。

○11番（安部一郎）不適切って言いましたよ。でたらめとは言ってませんよ。

ほんでね、その中でね、非常に僕思うのが、今日も一応そういう発言があろうかと思って、でたらめって当時言って問題となった、不適切な随意契約の理由書のコピー持ってきてます。後で見てください。これが正しければ、私が間違っただけです、こういうことがあるから水道局で事件があったんでしょって話をしてるんです。

別の話じゃないですよ。全てに通じる話ですよ。認めるところは認めていかないと、絶対また何かの間違いが起きると思います。私はそれを指摘して、阿南さんに指摘して、その後起きたことを事実を述べただけです。反論権はありませんよ。僕が意見を聞かないけど。僕の意見言ってるんですから。

○市長（長野恭紘）議員の意見は、それは結構です。私も、議員と私どもの意見が違うと

いうのは、これは健全なことだというふうに思ってます。過去の発言においても、我々が不適切、でたらめと議員おっしゃいましたけれども、私も先ほど申し上げましたが、そういう議事録を削除するような発言があったというのは事実でありますから、これは我々の、例えばプロポーザルの人選等に、おかしいんじゃないかと議員が言われることはあるかもしれませんが、我々はそういう人選を行った記憶もありませんし、水道局の件に関しては、これは内部のみで、我々がなかなか目の届かないところで、人事交流もなかなかできておりませんでしたので、ここに関しては私管理者になりましたので、しっかり人事交流を行いながら、複数の目が届くような、そういう形に切り替えたということでございますので、議員が言われるように、私どもはしっかり反省の上でやるべきことをやっておきますが、今後についてもぜひ発言には十分注意をいただきたいというふうに思います。

○11番（安部一郎） 今のでたらめ発言は前々回の議会の話です。私は今、それが頭にあるから、不適切という表現したんです。不適切は僕の意見です。議長、それどう処理されますか。言っていないことを言ったことのように言われるということは。

○議長（加藤信康） 後日確認をいたしまして報告いたしますが、一般質問ですので、思いをただ告げるだけでなく、質疑を続けていただきたいと思います。

○11番（安部一郎） 次の質問に参ります。

競輪のポータルサイトについて質問させていただきます。

競輪のポータルサイトで事前協議していたんですが、売上げも分からない、予定開きも分からない、収入も分からない、経費も分からない。その説明が全くできていません。分かっているのは、10年後の1,160億円の想定売上げ、初年度が3億円という赤字、3年後黒字ということだけが分かっています。説明できない予算、事業計画、企業会計とはそんなものなのでしょうか。開設まで20億円を使い、維持管理費は年間2億円、10年で20億円、改修費はこの業界では開設時と同じ金額がかかると言われていますので、20億円から25億円、つまり公金投資は66億円になると言われています。

この1年目に出る赤字3億円はどこから補填されるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（加藤信康） 答弁大丈夫ですか。

○公営事業部長（上田 亨） お答えいたします。

競輪ポータルサイトの収支につきましてですが、基本的に競輪事業は各投票所またはサテライト、このポータルサイトでの車券発売、全て一体的に考えております。

こうしたことから、競輪全体で収益の中で処理していくものというふうに考えております。

○11番（安部一郎） 5億円、10億円になってもそういう仕組みになろうかと思えます。

この経営責任についてなんですけれども、企業管理責任者が最高の責任者になろうかと思えますけれども、どのような責任を取るのかということなんですけれども、責任の取りようがないと思うんですね。私は責任の取り方としては、まず内容を明らかにすること、説明責任を果たすことと、それと、最悪の場合を想定したシナリオも書いて、それを提示することも一つの経営責任と思えますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

そして今度、予算決算特別委員会で詳しい説明ができるということなんで、論議はそこで深掘りをさせていただきたいと思えます。

次の質問に参ります。

市民の意見聴取と情報について、市民の意見聴取をどのような形でやっているか、教えてください。

○自治連携課長（溝部進一） お答えいたします。

市の窓口の自治連携課や各課の窓口、電話、手紙等、さらに地域等で開催する各種懇談

会や市役所等に設置しております市民の声、御意見箱などで、日頃より市民の皆様から多種多様な御意見をいただいております。また、別府市公式ホームページからも分かりやすく、簡単にお問合せがいただけるよう窓口を設けています。

市民の皆様からの御意見、御要望につきましては、全庁体制の仕組みづくりを行い、庁内で連携して取り組むとともに、行政経営会議においても協議が行われ、市政や業務に反映させているところでございます。今後とも、市民一人一人の声を聞き、市民に寄り添う市役所を徹底するとともに、御意見を聞くことだけにとどまらず、相互の連携協力により、誰もが住みやすいまちづくりにつなげていきたいと考えております。

- 11番（安部一郎） ぜひ、パブリックコメントのボタンもつけていただきたいと思います。

情報発信の方法なんですけども、資料の10ページを見てください。

情報発信のやり方としては、こういうSNSを通じたツールと、議員に対しては全員協議会とか、いろいろあると思うんです。別府市は、これも議会も反省しなくちゃいけないんですけど、非常に別府市は市町村に比べて低いような状況でありますので、ぜひこれも使っていただきたいと思います。

それと、市長、ちょっと気を取り直して聞いてほしいんですけど、市長の発信するSNSが非常に実は効果があるんです。僕もここからいろいろ知ることがあるんです。ただ、私も経験しましたけども、職員は非公式、公式みたいなこと言ってますが、市長が発信する限りは公式なんです。安芸高田市の市長も損害賠償でそれでやられましたので、この市長の発信というのは本当、あるチェックがちゃんとあってもしかるべきと思ってますし、発信する以上は責任持たないといけなし、私も御意見箱でぼろくそにたたかれた人間なんでよくわかりますけども、ぜひともここを今後注意をされてやってほしいと思いますが、考えありますか。

- 市長（長野恭紘） それでは、気を取り直して発言したいと思います。

SNSに関しては、私も市長、別府市の公式のものに関しては、やはりそれはしっかりしなきゃいけない、当然間違いがあってははいけませんから、浮かれたようなものもあっちゃいけませんから、それはそのように市の行政側とは区別をしてやっています。

SNSは私個人でやっていますんで、そこは許されるものと許されないものがあると、見て議員はそう思うかもしれませんが、私の場合は個人アカウントでやらせていただいています。しかしながら、それにも一定程度の責任があると思いますので、議員御指摘のようにあのブログの一件以来、反省してるところもございまして、しっかりと反省をしつつ、有効な発信に努めていきたいというふうに思います。

- 11番（安部一郎） 安芸高田市もオフィシャルか、オフィシャルじゃないか分かりませんが、結局損害賠償の請求先が市になったんですね。市長そのものを訴えたのに、市が損害賠償を払えということになりましたので、ぜひお願いしたいと思います。

その上で、さっきの不適切な発言ですけど、僕も市長からそれを書かれて、非常に、僕はやり切らんもんやから非常に苦労した記憶もありますんで、僕から言わせりゃちょっと一方的かなという面もありますので、ぜひお願いしたいと。

それでは、次は新湯治・ウェルネスについて説明を求めたいと思います。

この新湯治・ウェルネスは、拠点施設の施設の人間だけがもうけてはいけなと思っています。地域循環型の地域の関係者がもうけるべきと思っていますが、どのような仕組みなのか教えてください。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長（松川幸路） お答えをいたします。

新湯治・ウェルネスツーリズムの最終的な目的は市民の幸せです。まち全体で稼ぐ仕組み、経済循環をつくり、市民の幸せにつなげるロールモデルの確立を目指して取り組んでおります。

その手段といたしまして、高付加価値で宿泊日数が増える新たな長期滞在型の観光を目指すのが新湯治・ウェルネスの取組です。したがって、新湯治・ウェルネスの取組におけます経済効果により、第1次的に直接受益を得るのは旅館・ホテル、温泉施設、飲食店などの事業者と私どもは考えております。

また、海外にはウェルネスをまちの産業とする、モデルとなるまちがございますけれども、今後調査し、参考といたしますが、新湯治・ウェルネスは日本版の新たな長期滞在型観光の一つのモデルをつくろうと取り組んでおり、この新湯治・ウェルネスの取組を推進することにより、本市の次の100年に向けて持続可能な観光地へ確固たる足場を築いていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎） そのとおりにやっていただきたいと思います。

次は、入湯税について質問します。

入湯税超過課税の使途について、様々な事業を行っています。効果が見えてきていません。それぞれどのような背景があって始まった事業なのか、事業者の声を聞いて立案しているのであれば、予約サイトの施設数をもっと増えているはずですし、事業者の求められている事業を行ってもらいたいと思います。様々なデータを習得していくのであれば、それを生かして次につながるよう、柔軟な対応が必要ではないかと思いますが、その辺、観光計画をつくってしっかり対応してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

まず、今入湯税超過課税分の使途につきまして、どのように事業が始まったのかが不明というところと、あと事業者の声を聞いてないのではないかという御指摘がございましたが、一つの例でいきますと、宿泊予約サイト等であれば、実施の際に当たっては、旅館ホテル組合等の関係者と協議を行う中でスタートをしたものでございます。また、腸内細菌の研究につきましても、宿泊事業者からの声によりスタートしたものであり、それについては、別府市と九州大学、そして旅館ホテル組合と3者で協定を結んで、宿泊事業者の協力を得ながら取り組んでいるところでございます。

今の腸内細菌の件についても、新たな旅行プランを作っていく上では、宿泊事業者の協力は欠かせないと考えておりますので、今後具体的な話を行ってまいりたいと考えています。

○11番（安部一郎） 今言われた腸内細菌においては、予算決算特別委員会で明らかになりましたけど、約9,000万円かけてやるということなので、事業成果を求められますので、しっかりとした事業計画をしていただきたいと思います。

ここでね、皆様にちょっと問いかけしたいんですけど、別紙のキャッチフレーズ、言える方はこの中にいらっしゃいますか。なかなかね、職員の方にも言えない方がいらっしゃるんですよ。住んでよし何とかという、前の市長のキャッチフレーズはよく耳にするんですけど、実はその後というのがね、なかなか響いてこないんです。事業を進める上で、そういう骨になる部分をね、きっちり僕たち議員も肝に銘じて、今別府市どこに向かってるんだろうとか、こういうことをしたらいいんじゃないかなろうとか、思える環境をね、ぜひ作っていただきたいんです。

そして、今答弁にもありましたけど、政策をアップデートして対応していくということなので、絶えずアップデートしていただきたいと思いますし、ぜひ観光関連事業者の声も聞きながら、それを参考にしていきたいと思います。1年後の事業の結果を楽しみにしておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、退職される方、皆様、大変お疲れさまでございました。大変御迷惑かけました。

○議長（加藤信康） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。明日 22 日から 24 日までの 3 日間は、事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は 25 日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、明日 22 日から 24 日までの 3 日間は事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は 25 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 51 分 散会

